

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【事業年度】	第13期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄二丁目3番6号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	635,443	938,169	1,300,352	907,595	972,076
経常利益 (百万円)	3,433	7,037	11,869	7,849	8,593
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,230	4,394	7,912	11,224	19,813
包括利益 (百万円)	1,302	9,620	△13,344	16,483	24,332
純資産額 (百万円)	198,641	204,126	190,685	206,772	231,104
総資産額 (百万円)	1,391,882	1,480,644	1,156,585	1,418,351	1,532,906
1株当たり純資産額 (円)	1,499.49	1,552.68	1,450.92	1,579.85	1,765.61
1株当たり当期純利益金額 (円)	9.46	33.80	60.86	86.34	152.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.0	13.6	16.3	14.5	15.0
自己資本利益率 (%)	0.6	2.2	4.1	5.7	9.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△260,581	63,664	305,202	△257,302	△42,047
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△13,320	△18,318	△23,394	△20,412	△23,339
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	252,409	27,950	△394,752	312,993	99,980
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	112,627	185,924	72,979	108,256	142,848
従業員数 (人)	9,567	9,763	9,804	9,911	10,183
(外、平均臨時雇用者数)	(3,420)	(2,342)	(2,570)	(2,612)	(2,654)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	603,402	914,371	1,275,222	883,915	948,733
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△2,208	2,721	3,241	1,865	7,056
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△3,094	628	2,464	7,670	21,018
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	178,090	176,168	178,632	186,303	207,321
総資産額 (百万円)	1,371,936	1,457,627	1,130,922	1,391,462	1,506,659
1株当たり純資産額 (円)	1,369.92	1,355.13	1,374.09	1,433.10	1,594.78
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	△23.80	4.83	18.95	59.00	161.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.0	12.1	15.8	13.4	13.8
自己資本利益率 (%)	△1.7	0.4	1.4	4.2	10.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	2,112	2,126	2,112	2,043	2,085

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)
第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)
の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利
及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	中日本高速道路(株)設立
平成17年12月	中日本エクシス(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。) 第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。) 第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。) と協定 ^(注) を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び中日本エクシス(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定 ^(注) を一部変更
平成18年10月	中日本エクストール横浜(株)(連結子会社)、中日本エクストール名古屋(株)(連結子会社)設立
平成19年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)高速道路総合技術研究所(以下「高速総研」といいます。)(持分法適用関連会社)を新設分割により設立し、当社中央研究所の営業の一部を承継
平成19年10月	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)及び名古屋道路エンジニア(株)を株式取得により連結子会社化
平成19年11月	(株)アステック・メンテ、日本メンテックス(株)及び中部道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)に商号変更 名古屋道路エンジニア(株)を中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)に商号変更
平成19年12月	東エン(株)及び(株)アルプスハイウェイサービスを株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)に商号変更
平成20年1月	(株)クエストエンジニアを株式取得により連結子会社化
平成20年2月	NEXCO中日本サービス(株)(連結子会社)設立 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)を株式取得により連結子会社化
平成20年4月	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)が(株)クエストエンジニアを吸収合併
平成20年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成20年10月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年2月	「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年3月	名古屋ロード・メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、中日本ロード・メンテナンス東海(株)に商号変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成23年7月	一般国道1号(箱根新道)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成23年10月	「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成24年1月	(株)エイチ・アール横浜及び(株)グランセルセイワサービスを株式取得により連結子会社化
平成24年3月	中日本高速技術マーケティング(株)(連結子会社)及び中日本高速オートサービス(株)(連結子会社)を設立
	一般国道139号(西富士道路)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成24年4月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」を一部変更
	中日本ハイウェイ・アドバンス(株)(連結子会社)設立
	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)及び東京ロードメンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化
平成24年7月	東京ロードメンテナンス(株)を中日本ロード・メンテナンス東京(株)に商号変更
平成24年10月	(同)NEXCO中日本インベストメント(連結子会社)設立
平成25年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成25年5月	(株)アステックを株式取得により連結子会社化及び中日本ロード・メンテナンス中部(株)の連結子会社化
平成25年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
	(株)アステックを中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号変更
平成26年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成26年4月	NEXCO中日本開発(株)(連結子会社)設立
	箱根ターンパイク(株)を株式取得により連結子会社化
平成26年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成27年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成27年7月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
	(株)エイチ・アール横浜を中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)に商号変更
	(株)グランセルセイワサービスを中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)に商号変更
平成27年10月	一般国道16号(八王子バイパス)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成28年2月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成28年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成28年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成29年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成29年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成30年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更

(注) 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)をいいます。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社26社及び関連会社12社（平成30年3月31日現在））は、高速道路事業、休憩所事業及びその他（関連）事業の3部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び主な関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

本事業内容の区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業については、東海地域を中心とした1都11県（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。当該新設等の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に従い、機構に引き渡すこととされており、当社は、当該高速道路を機構より借り受けて、高速道路事業を実施しております。高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含まないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用に充てられることとなります。

当事業における主要な業務ごとの当社及び主な子会社、関連会社（平成30年3月31日現在）の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務	（連結子会社） 中日本エクストール横浜(株)、中日本エクストール名古屋(株)
交通管理業務	（連結子会社） 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
保全点検業務	（連結子会社） 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
維持修繕業務	（持分法適用関連会社） 中日本施設管理(株) （連結子会社） 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ロード・メンテナンス静岡(株)、中日本ロード・メンテナンス東京(株)、中日本ロード・メンテナンス東海(株)、中日本ロード・メンテナンス中部(株)、中日本ロード・メンテナンス金沢(株)、中日本高速オートサービス(株)
研究開発業務	（持分法適用関連会社） (株)東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス(株)、(株)高速保全、(株)デーロス・ジャパン
その他業務（注4）	（持分法適用関連会社） (株)高速道路総合技術研究所（注3） （連結子会社） NEXCO中日本サービス(株) （持分法適用関連会社） (株)NEXCOシステムズ（注3）、ハイウェイ・トール・システム(株)（注3）

- （注）1. 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県
 2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
 3. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
 4. 不動産関係業務、人材派遣業務、高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務、料金収受機械保守業務です。

(2) 休憩所事業

休憩所事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

当社が管理するサービスエリア・パーキングエリアの157箇所の商業施設については、連結子会社である中日本エクスィス㈱が運営、管理を行っております。そのうち、29箇所において売店運営業務を連結子会社である中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱及び中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱が行っており、また159箇所において自動販売機運営業務を連結子会社である中日本ハイウェイ・アドバンス㈱が行っております。

(3) その他（関連）事業

その他（関連）事業は、観光振興事業、地域開発事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、受託事業、海外事業及び技術外販事業に大別されます。

観光振興事業については、高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となる各種ドライブプラン（企画割引）の販売、地方自治体と連携し、地域の魅力をPRするイベントの開催や観光キャンペーンを行っております。また、旅行会社と連携した旅行ツアー商品の販売、宿泊手続代行サービス等、ハイウェイドライブ旅行の促進に取り組んでおります。

地域開発事業については、廃止社宅を活用した戸建住宅地やマンションの開発・分譲などを行っているほか、地域活性化を目的として、インターチェンジ周辺における商業施設等の運営、開発を行っております。

トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である北陸高速道路ターミナル㈱が石川県金沢市においてトラックターミナルの管理・運営を行っております。

占用施設活用事業については、高架下駐車場等33箇所、コンビニエンスストア1店舗の管理運営及び無人パーキングエリアにおける自動販売機の管理運営を行っております。

受託事業については、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等の観点から当社において一体的に実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路等の工事等を当該国、地方公共団体等から受託し、実施しております。

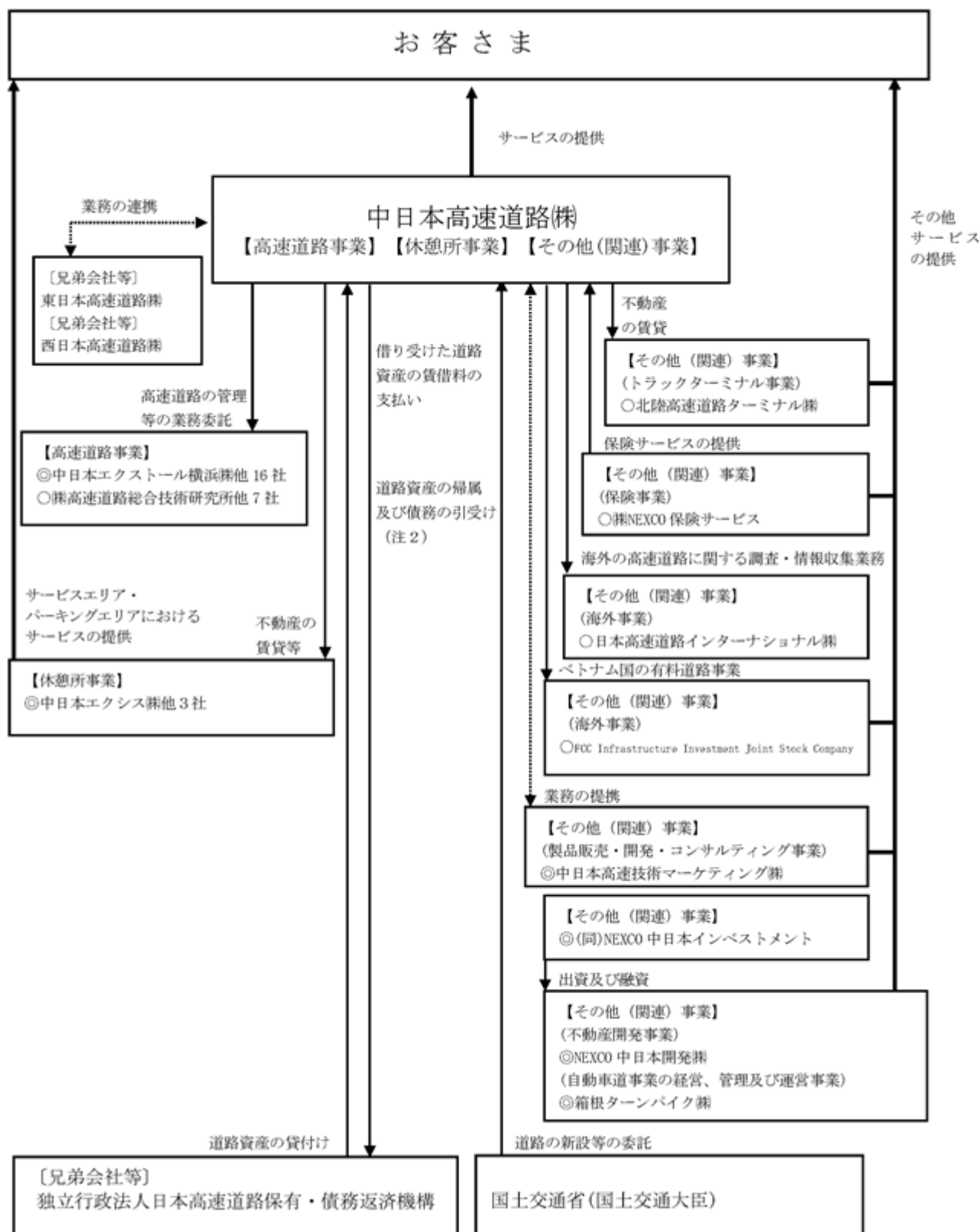
海外事業については、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱と協力して、アジア・欧米地域を中心に事業展開し、特に東南アジアにおいては、当社の海外拠点であるベトナム事務所を軸に進めております。また、持分法適用関連会社であるFCC Infrastructure Investment Joint Stock Companyが、ベトナム国において有料道路「フリーバイパス」の管理・運営を行っております。そのほか、海外での道路事業を中心としたコンサルティング業務を行っております。

技術外販事業では、ITSに関する事業について検討するとともに、連結子会社である中日本高速技術マーケティング㈱と協力し、土木・建築工事用資機材等の製品開発・販売等の事業を営んでおります。

なお、上記のほか、福利厚生充実を図るため、持分法適用関連会社である㈱NEXCO保険サービスが損害保険代理業等の保険事業を行っております。そのほか、連結子会社である(同)NEXCO中日本インベストメントがNEXCO中日本開発㈱及び箱根ターンパイク㈱に出資し、連結子会社としております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。

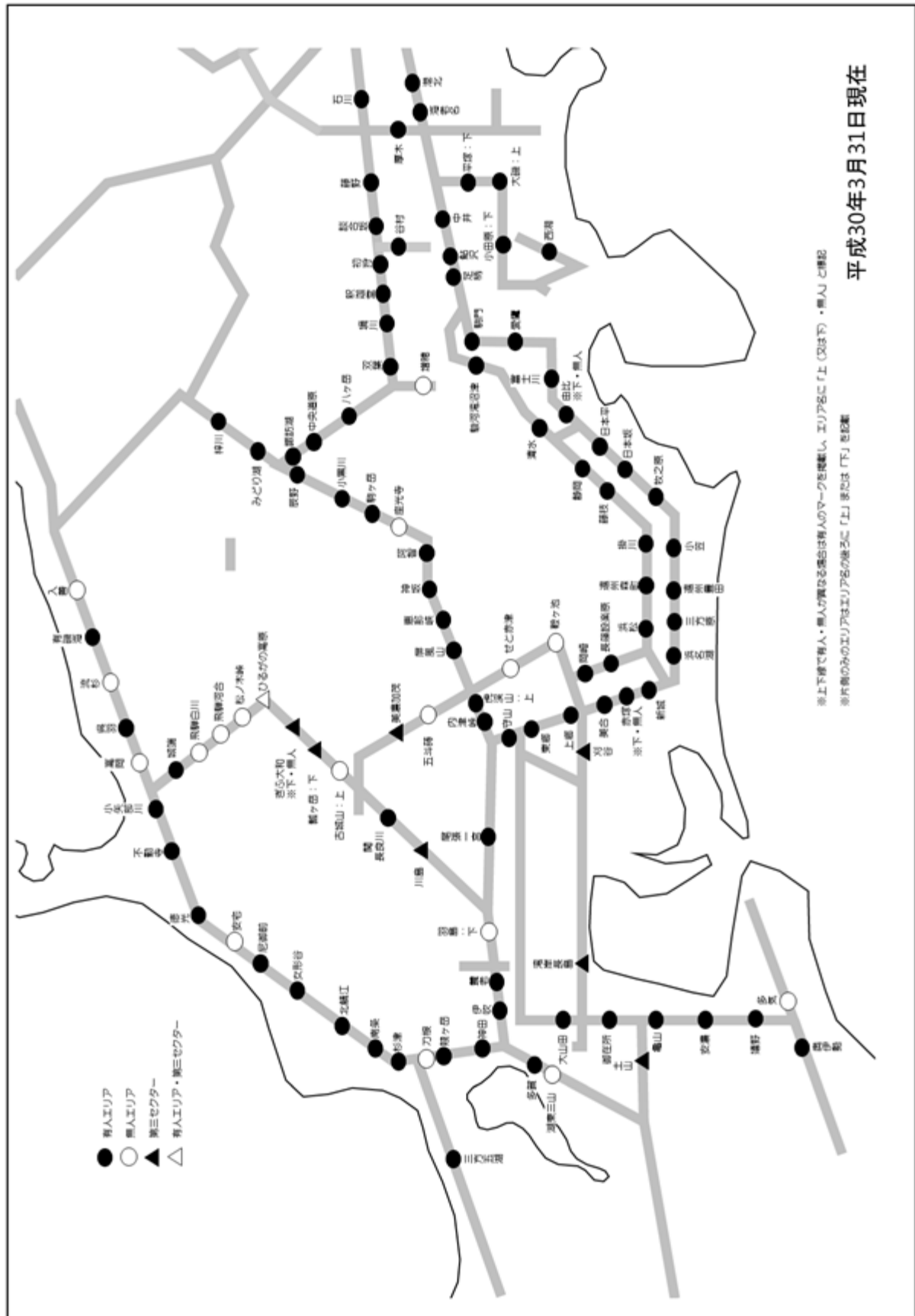
事業系統図（平成30年3月31日現在）



（注）1. ①は連結子会社、②は持分法適用会社を示しております。

2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされております。

サービスエリア・パーキングエリア図



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本エクシス(株)	名古屋市中区	45	休憩所事業	100.0	中日本エクシス(株)は、当社が保有するサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の運営、管理を行っております。なお、当社はかかる営業施設を中日本エクシス(株)に賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール横浜(株)	横浜市西区	100	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール名古屋(株)	名古屋市中区	100	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)	東京都新宿区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)	名古屋市中区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)	東京都新宿区	90	高速道路事業	100.0 (19.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)	名古屋市中区	90	高速道路事業	100.0 (18.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)	横浜市港北区	30	高速道路事業	88.7 (5.5)	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)	東京都八王子市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)	名古屋市中区	45	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)	石川県金沢市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
NEXCO中日本サービス(株)	名古屋市 中区	75	高速道路事業	100.0	不動産関係業務等を委託しております。 なお、当社はNEXCO中日本サービス(株)からソフトウェアを賃借しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速技術マーケティング(株)	名古屋市 中区	30	その他(関連)事業	100.0	技術支援業務を委託しております。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(同)NEXCO中日本インベストメント	名古屋市 中区	10	その他(関連)事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)	横浜市 西区	35	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)	名古屋市 中区	20	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)	横浜市 港北区	30	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)	静岡県 磐田市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東京(株)	東京都 町田市	62	高速道路事業	89.9 (89.9) [5.0]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東海(株)	名古屋市 中区	30	高速道路事業	85.7 (85.7)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス中部(株)	名古屋市 中村区	45	高速道路事業	91.1 (91.1)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス金沢(株) (注4)	石川県 金沢市	75	高速道路事業	80.5 (80.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速オートサービス(株)	愛知県 一宮市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	車両管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
NEXCO中日本開発(株)	名古屋市 中区	90	その他（関連） 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
箱根ターンパイク(株)	神奈川県 小田原市	37	その他（関連） 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 中日本ロード・メンテナンス金沢(株)は、平成29年8月7日に本社を石川県金沢市に移転しております。

(2) 持分法適用の関連会社

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万 円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北陸高速道路ターミナル(株)	石川県 金沢市	100	その他（関連） 事業	27.6 (3.2)	当社は、石川県金沢市におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company	ベトナム国 ハノイ市	2,800億 VND	その他（関連） 事業	6.0 [14.0]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ (注4)	東京都 新宿区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速道路総合技術 研究所（注4）	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり（圃場） 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス (注4)	東京都 千代田区	15	その他（関連） 事業	33.3	保険代理店業務に関するサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール・システム(株) (注4)	東京都 中央区	75	高速道路事業	30.0 (9.7) [9.7]	料金収受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナショナル(株) (注4)	東京都 千代田区	49	その他（関連） 事業	28.6	海外の高速道路事業に関する業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本施設管理(株)	東京都 中野区	30	高速道路事業	20.0 (20.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)東京ハイウェイ	東京都 千代田区	86	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ティーシーメンテナ ンス(株)	長野県 松本市	20	高速道路事業	33.4 (33.4)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速保全	東京都 八王子市	30	高速道路事業	33.3 (33.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)デーロス・ジャパ ン	石川県 金沢市	99	高速道路事業	30.3 (30.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	9,202	(1,635)
休憩所事業	530	(954)
その他（関連）事業	117	(65)
全社（共通）	334	(－)
計	10,183	(2,654)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,085	42.0	18.6	8,001,108

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,662
休憩所事業	18
その他（関連）事業	71
全社（共通）	334
計	2,085

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。
なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」「安全・快適を高める技術開発の推進」「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」の4点を2020年度までの経営方針としたうえで、事業を進めてまいります。

(2) 中長期的な経営戦略、経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、民営化10年の節目と「安全性向上3カ年計画」の完了を機に、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術（ICT技術）の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、次の10年、民営化20年に向けて、当社グループが進むべき方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」の2年目となる2017年度も着実に業務に取り組んでまいりました。2020年度目標の達成に向け、残された期間における課題に引き続き対応するため、2018年度においても2017年度と同様、次の4点を2020年度までの経営方針としたうえで、さらなる高みを目指して挑戦し続けています。

I 高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み

お客さまに安全な高速道路を提供し続けることこそ、最大の使命であるとの強い決意のもと、次の「5つの取組み方針」に基づき、安全性向上の取組みを持続的に進めます。

- ・ 安全を最優先とする企業文化の醸成
- ・ 道路構造物の経年劣化や潜在的风险に対応した業務プロセスの継続的改善
- ・ 安全活動の推進
- ・ 安全を支える人財の育成
- ・ 安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

加えて、高速道路ネットワークの整備、老朽化が進む高速道路のリニューアルプロジェクト、熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえた耐震補強対策、逆走防止対策や暫定2車線区間の正面衝突防止対策の実施などにより、お客さまが安心して高速道路をご利用いただくための安全性向上と機能強化の取組みを一体的かつ計画的に推進します。

II 安全・快適を高める技術開発の推進

技術戦略のもと、安全を最優先に、技術者の不足や道路構造物の老朽化などの課題や自動運転技術などの新たな技術革新に的確に対応し、安心・快適な道路空間の創造、地域の活性化と暮らしの向上、世界の持続可能な発展に貢献する新たな技術や工法の研究開発を推進します。

具体的には、点検困難箇所の点検手法や点検・診断を補完する技術、ライフサイクルコストの低減、品質確保、工程短縮などにつながる高速道路リニューアルプロジェクトに資する技術、交通安全対策の推進・交通渋滞の緩和のためのICTを活用した自動運転を支援する道路インフラ技術を構築します。

III 社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献

都市や地方をつなぐ高速道路ネットワークの機能をより高めていくことで地域間の交流や連携を促進し、それぞれの多様性を活かした魅力ある地域づくりに皆さまとともに取り組むことで、地域が抱える課題の解決と地域活性化に貢献していきます。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、高速道路上の案内表示の多言語化の推進や、高速道路ナンバリングの導入等、訪日外国人旅行者の受入環境の更なる整備に取り組めます。

IV 社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループが、事業を通じた質の高いサービスの提供により、ステークホルダーの皆様のご期待に応え続けるために、生産性向上の取組みを展開し、グループの全体最適化を具体化します。

また、安全を最優先に、強い現場力と高いコンプライアンス意識、当事者意識を有する人財の育成を通じて、社会の信頼に応え続ける使命感和重要な社会インフラを担う矜持を醸成します。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業その他に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」といいます。また、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（高速道路会社法）

① 目的等

高速道路会社法は、高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができますとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、当事業年度以降において、政府が当社の債務に新規の保証契約をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（特措法）

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条まで）、道路資産（道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の揭示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（機構法）

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（民営化関係法施行法）

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。これらに基づき今後必要な措置が講じられる場合、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、概ね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入の金額（以下「計画収入」といいます。）を一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」に係るものについては4%）を超えて変動したときの貸付料の増減算等の措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の変更、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあっては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、協定においてそれぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物

価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航、工事差止訴訟の提起等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条） a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い道路公団の債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 経済・社会情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合や、急速な少子高齢化等社会情勢に変化があった場合、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 季節性

当社グループの事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して上期の費用は少なくなる傾向があります。このような傾向が当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピュータシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピュータシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピュータシステムには、セキュリティ体制を構築しておりますが、人的ミス、自然災害、停電、コンピュータウィルス及び不正アクセス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の元社員による所得税法違反事案に関連して、当社を被告として提訴された約5億6千万円の損害賠償請求訴訟における原告の請求を棄却する判決に対し平成29年1月になされた原告による控訴につきましては、同年6月に当該控訴を棄却する判決があり、同年7月に当社の勝訴が確定しております。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされていましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、平成37年度までに延長されています。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や生産の持ち直しが続き、雇用・所得環境等が改善するなど、緩やかな回復傾向が続きました。また、個人消費や民間企業設備投資等国内需要も持ち直しており、好循環が進展しておりましたが、米国と中国を発端とした世界的な貿易摩擦に対する懸念や国内政治不安の高まり等、先行きは依然として不透明な状況となりました。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や、人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術（ICT技術）の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化20年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」の2年目を迎え、4つの経営方針「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを着実に進めてまいりました。

高速道路の安全性向上については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた今後の取組み方針「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでまいりました。

技術開発については、道路構造物の点検の高度化に資する高速画像処理を用いたトンネル内点検技術や、橋梁の鉄筋等の金属腐食の抑制を目的とした新たな凍結防止剤の開発をグループ一体となって進めてまいりました。

地域活性化への貢献については、高速道路と観光施設等の利用等をセットとしたドライブプランの販売を行い、高速道路ネットワークを活かした交流人口増加の取組みを実施してまいりました。また、地域連携の新たな仕組みとして地域のパートナーと協働したクラウドファンディングを活用した取組みが、社会価値を生み出す持続的な経営・組織づくりの取組みを表彰する「KAICA Awards 2017」（一般社団法人日本能率協会主催）において大賞を受賞し、社会的にも高い評価を受けています。

経営基盤の強化については、業務プロセスを見直すことによる業務効率化や、「育ち」活動を通じた人財育成を通して、グループ全体の生産性向上に取り組んでまいりました。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、4つの経営方針に基づく取組みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル（上り線）天井板落下事故を決して忘れることなく、事故のご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は972,076百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は7,181百万円（同12.3%増）、経常利益は8,593百万円（同9.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19,813百万円（同76.5%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下のとおりです。

（高速道路事業）

建設事業については、平成29年10月22日に東海環状自動車道 養老ジャンクション～養老インターチェンジ間 3.1kmを、平成30年1月28日に新東名高速道路 海老名南ジャンクション～厚木南インターチェンジ間 2 kmを、それぞれ開通させました。

また、新東名高速道路（厚木南インターチェンジ～御殿場ジャンクション間）、新名神高速道路（新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション（仮称）間）、中部横断自動車道（新清水ジャンクション～富沢インターチェンジ間）、東京外かく環状道路（中央ジャンクション（仮称）～東名ジャンクション（仮称）間）、名古屋第二環状自動車道（名古屋西ジャンクション～飛鳥ジャンクション（仮称）間）の新設事業及び東海北陸自動車道（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）の4車線化の改築事業について、着実に事業を推進しました。

なお、新東名高速道路（伊勢原ジャンクション～伊勢原北インターチェンジ間）については、埋蔵文化財調査の拡大等から全体工程を精査し、開通予定時期を平成31年度と見直しました。また、名古屋第二環状自動車道（名古屋西ジャンクション～飛鳥ジャンクション（仮称）間）については、工事の進捗状況を踏まえ、開通予定時期を平成32年度と発表しました。

高速道路の有効利用や地域の活性化を推進するため、6箇所のスマートインターチェンジ（中央自動車道小黒川スマートインターチェンジ（長野県伊那市）、同道駒ヶ岳スマートインターチェンジ（長野県駒ヶ根市）、東名高速道路守山スマートインターチェンジ（愛知県名古屋市）、名神高速道路安八スマートインターチェンジ（岐阜県安八郡安八町）、舞鶴若狭自動車道三方五湖スマートインターチェンジ（福井県三方上中郡若狭町）、北陸自動車道能美根上スマートインターチェンジ（石川県能美市））を開通させました。

保全・サービス事業については、日々の構造物の点検や損傷の補修、高機能舗装の施工などの走行環境の改善、橋梁の耐震補強による大規模地震への備えなど、最新の技術を導入しながら高速道路の維持管理に努めてきました。

平成26年度に改正した「保全点検要領（構造物編）」に基づき、定期的な点検と点検結果を踏まえた早期の維持・補修を行いました。

構造物の大規模な取替えや補強などの「高速道路リニューアルプロジェクト」については、中央自動車道天竜川橋（上り線）や同道辰野トンネル（下り線）等で大規模交通規制を行いながら劣化した橋梁床版の取替工事やトンネル覆工の補強工事を実施しました。

また、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、取締りを強化し、悪質な違反者に対する警察への告発、高速道路6会社連携による大口多頻度割引停止措置等の強化、自動計測装置の整備による常時取締りの実施等、違反車両の撲滅に取り組みました。

渋滞対策については、東名阪自動車道 四日市インターチェンジ～鈴鹿インターチェンジ間（上り線）の3車線（暫定）運用区間の延伸や、首都圏中央連絡自動車道 八王子ジャンクションの2車線化により渋滞の緩和に努めました。

交通事故の防止については、暫定二車線の一部区間に正面衝突事故防止対策としてこれまで上下線を区分するために設置していたラバーポールに代えてワイヤロープを試行設置しました。また、重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走による事故をなくすため、インターチェンジ、ジャンクション、サービスエリア及びパーキングエリアの全箇所に大型矢印標示等による視覚的な対策や、Uターン防止ラバーポール等による物理的な対策を行いました。

地震など大規模災害時の対応力強化の取組みについては、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」などに対応し、防災機能強化や関係機関との連携強化を図るため、迅速な緊急輸送ルートの確保のための資機材の備蓄に努めました。

また、防災訓練やお客さまの安全確保を目的とした避難誘導訓練を実施し、訓練により顕在化した課題への対応や関係機関との連携強化に努めました。

さらに、大雪など荒天時における通行確保の取組みとして、大雪による通行止めを極力回避するため、除雪体制の強化や立ち往生車両を早期に発見するための監視カメラの増設、大雪が予想される場合の事前広報、関係機関との連携強化などを行い、高速道路ネットワークの機能確保に努めました。

こうした中、営業収益は896,479百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益は2,110百万円（同46.9%増）となりました。

営業収益の増加は、大型車を中心に交通量が増加したことに伴い料金収入が増加したことや、新東名高速道路海老名南ジャンクション～厚木南インターチェンジ間の開通などに伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。ただし、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は678,696百万円（前年同期比2.1%増）でした。

（注）上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含みます。

（休憩所事業）

休憩所事業については、各サービスエリアで、地域の特色を活かした個性豊かで魅力的なサービスエリアづくりを展開しました。

平成29年4月に新設オープンした東名高速道路 駒門パーキングエリア（下り線）では、交通量の多い国道246号に接するという特徴を活かし、地域の皆さまが日常使いとしてもご利用いただけるよう、国道側に大規模な駐車場を整備し、品ぞろえを工夫し、魅力を感じていただけるエリアづくりに取り組みました。

また、中央自動車道 談合坂サービスエリア（上り線）、東名高速道路 富士川サービスエリア（下り線）等、既存サービスエリアでは、お客さまニーズをとらえた店舗の配置の見直しやフードコートの拡大、キッズコーナーの新設等、各種サービスを充実させることによるリニューアルを進め、利便性を向上させました。

このほか、地元企業の誘致や地域特産品コーナーの充実に加え、店舗と地元事業者による商談会、地元大学と連携した新商品の開発やNEXCO中日本のオリジナルお土産ブランド「プレみや」の拡大など、メニュー、お土産品の拡充に取り組みました。また、外国からのお客さまに対するサービスの更なる充実を図るため、海外発行カードに対応したATMや決済端末の設置、各種案内の多言語表示等を行いました。

近隣住民の方々にも魅力を感じていただけるエリアづくりとして、一般道からサービスエリアが利用できる「ぷらっとパーク」の整備や、地元農産物の販売、地域食材を使用した地産地消メニューの充実、地域住民参加型のイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

こうした中、営業収益は31,591百万円（前年同期比0.8%減）、営業利益は4,852百万円（同4.1%減）となりました。

(その他(関連)事業)

その他(関連)事業については、観光振興事業、地域開発事業、海外事業等の事業を営んでおります。

観光振興事業については、地方自治体と連携した高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン(企画割引)や旅行会社と連携し、企画割引と宿泊のセット商品の販売を拡充しました。また、観光施設等と連携し、企画割引と施設の入園等がセットになった商品を平成29年6月から本格的に開始し、43プランを販売しました。さらに、フォトログイニングなどの地域の魅力をPRするイベントや地域誘客キャンペーン開催などに取り組むとともに、高速道路の建設現場や管理施設等の見学を組み込んだ旅行ツアー商品を募集販売しました。

地域開発事業については、東海環状自動車道 土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」で、店舗内のリニューアルやお客さま感謝イベント、キャンペーンの実施など誘客に努めました。これにより温浴施設「よりみち温泉」は開業から3年で累計入浴者数100万人を突破いたしました。また、社宅跡地を活用した宅地開発分譲事業を、ハウスメーカーや不動産会社と共同で実施しました。

海外事業については、日本高速道路インターナショナル(株)(持分法適用関連会社)等と協力して、アジア・欧米等の高速道路事業に係る現地調査や事業参画に向けた関係機関との協議を行いました。ベトナム国においては、有料道路「フーリーバイパス」の運営会社FCC Infrastructure Investment Joint Stock Companyの株式をFECON社より取得し、日本の高速道路会社として初となる同国の有料道路事業への参入を果たしました。同時に、同国への技術移転や道路整備における相互協力を目的として、FECON社及び同社のグループ会社と戦略的パートナーシップ協定を締結しました。

また、昨年度に引き続き、ベトナム、キルギスなどにおいて6件のコンサルティング業務を実施し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。このほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めるとともに、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも努めました。

また、平成27年2月25日に東海旅客鉄道(株)と締結した協定に基づき、リニア中央新幹線事業に係る用地取得の支援業務を行っております。

こうした中、営業収益は44,086百万円(前年同期比28.3%増)、営業利益は211百万円(前年同期は営業損失111百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益29,711百万円に加え、減価償却費20,837百万円、仕入債務の増加額11,930百万円などによる増加があった一方、たな卸資産の増加額が128,906百万円、退職給付に係る資産又は負債の増減額21,189百万円などによる減少があったため、営業活動によるキャッシュ・フローは、42,047百万円の資金支出（前年同期比83.7%減）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の取得による支出23,225百万円などにより、投資活動によるキャッシュ・フローは、23,339百万円の資金支出（前年同期比14.3%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債発行による収入342,708百万円などによる増加があった一方、道路建設関係社債償還による支出223,551百万円（機構法第15条第1項による債務引受額）などによる減少があったため、財務活動によるキャッシュ・フローは99,980百万円の資金収入（前年同期比68.1%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ34,592百万円増加し、142,848百万円（前年同期比32.0%増）となりました。

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	678,715	
道路資産完成高	216,869	
受託業務収入	1	
その他の売上高	734	896,321
2. 営業外収益		
受取配当金	3,708	
土地物件貸付料	16	
雑収入	227	3,953
3. 特別利益		
固定資産売却益	59	
厚生年金基金代行返上益	21,008	21,068
高速道路事業営業収益等合計		921,342

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1)財政状態及び経営成績の状況」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期に比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重疊的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。ただし、財政投融资を活用した東海環状自動車道の整備促進事業の追加等に伴い、平成30年度に当社が負担した一部の借入金債務及び債券債務については、債務の引受けにあたり調達時期が古い債務に先んじて選定される可能性があります。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱い機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。また、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

(3) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1.経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

(4) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度における全事業の営業収益は972,076百万円（前年同期比7.1%増）、営業費用は964,894百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は7,181百万円（前年同期比12.3%増）となり、前連結会計年度と比較し、増収・増益となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりです。

（高速道路事業）

当連結会計年度における高速道路事業の営業収益は896,479百万円（前年同期比6.5%増）となりました。これは、景気の緩やかな回復基調が継続したことを背景として、大型車を中心に交通量が増加したことに伴い料金収入が増加したことや、新東名高速道路 海老名南ジャンクション～厚木南インターチェンジ間の開通など、機構への道路資産の帰属規模が前連結会計年度に比べ大きかったことによるものです。一方、営業費用は、協定に基づく機構への賃借料の増加、道路資産完成原価の増加などにより、894,368百万円（前年同期比6.5%増）となり、営業利益は2,110百万円（前年同期比46.9%増）となりました。これは料金収入の増加額が賃借料の増加額を上回ったことにより増益となったものです。なお、管理費用等は着実な業務執行により前連結会計年度とほぼ同額となっております。

（休憩所事業）

当連結会計年度における休憩所事業の営業収益は31,591百万円（前年同期比0.8%減）となりました。これは、一部の直営店舗をテナント運営に変更したことによるものです。営業費用は、テナント運営への変更により商品仕入れなどの費用が減少した一方、商業施設の維持管理費用の増加などがあり、前連結会計年度とほぼ同額の26,739百万円（前年同期比0.1%減）となりました。その結果、当連結会計年度における休憩所事業の営業利益は4,852百万円（前年同期比4.1%減）となりました。

（その他（関連）事業）

当連結会計年度におけるその他（関連）事業の営業収益は44,086百万円（前年同期比28.3%増）、営業費用は43,874百万円（前年同期比27.3%増）となりました。これは、国・地方公共団体から受託した工事出来高の増加や社宅跡地を活用した不動産開発事業によるものです。その結果、営業利益は211百万円（前年同期は営業損失111百万円）となりました。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する高速道路事業の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあっては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限りま

す。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間等が定められております。

当社及び機構は、概ね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができるものとされております。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となっております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入に、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあっては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあっては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあっては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあっては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。同様に「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」につきましても、平成24年3月31日をもって料金徴収期間を満了し、一般国道139号（西富士道路）は、平成24年4月1日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。また、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」につきましても、平成27年10月30日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道16号（八王子バイパス）は、平成27年10月31日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。

当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い北陸自動車道 白山インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成19年3月22日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白山インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、白山インターチェンジの収入が見込まれる平成24年度以降変更されております。

当社及び機構は、東海環状自動車道 美濃関ジャンクション～関広見インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成20年8月1日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、関広見インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、関広見インターチェンジの収入が見込まれる平成21年度以降変更されております。

当社及び機構は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）（以下「財源特例法」といいます。）第2条第4項第2号に定める事業として、平日深夜割引などの割引を協定に盛り込み、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、割引実施に伴って貸付料が平成20年度、平成21年度について変更されております。

当社及び機構は、一般国道1号（箱根新道）の交通量増加に伴う収入の増加等により早期の営業期間短縮が見込まれたことから、平成21年2月19日付で、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」を一部変更しております。

当該協定においては、箱根新道の交通量増加や、無料開放引継に必要な費用の増加のため、貸付料や修繕工事に伴う債務引受限度額が、平成20年度以降変更されております。

当社及び機構は、「既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化」（平成20年12月8日 政府・与党）及び「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、平成21年3月10日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。かかる協定においては、財源特例法に基づき、休日昼間割引や休日特別割引などの割引やスマートインターチェンジ整備事業に必要な債務引受限度額が追加され、平成20年度以降の貸付料についても、変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い南条スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置を協定に盛り込み、平成21年3月26日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。なお、債務引受限度額や貸付料の変更はありません。

当社及び機構は、ゴールデンウィークの渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお盆期間を中心として、交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年7月13日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」（いずれも平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月27日）の審議並びに国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び東海北陸自動車道 西尾張インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成21年8月10日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ四車線化の工事及び西尾張インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、追加される事業の中で最も供用が早い西尾張インターチェンジの収入が見込まれる平成26年度以降変更されております。

当社及び機構は、過去のお正月の渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお正月期間の交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年12月2日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省）に基づく新たな料金割引の導入、「新たな将来交通需要推計」（平成20年11月26日 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会）を踏まえた推計交通量の見直し及び国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う富士吉田北スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成23年3月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）に基づく料金割引の見直し、東海環状自動車道 関広見インターチェンジ～四日市北ジャンクションの追加に伴い、平成23年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を、また、平成23年10月24日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を、一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う、東海北陸自動車道 白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業の再開、中央自動車道 富士吉田線中央ジャンクション～東名ジャンクション、近畿自動車道 伊勢線名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション、笛吹スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等の追加及び「将来交通需要推計手法（道路）」（平成22年11月19日 国土交通省）を踏まえた推計交通量の見直し等に伴い、平成24年4月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」を踏まえた、平成24年度補正予算の成立（平成25年2月26日）に基づいて、「道路ストックの老朽化対策」及び「円滑な都市・地域活動のための渋滞対策」を実施するため、修繕に係る工事に要する費用の一部前倒しを行い、平成25年3月21日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う談合坂スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成25年6月11日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「新たな高速道路料金に関する基本方針」（平成25年12月20日 国土交通省発表）等に基づく料金水準及び割引の見直し、平成26年4月1日からの消費税率の引上げ等に伴い、平成26年3月14日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を、また、平成26年3月25日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う甲府中央スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置、中央自動車道の渋滞対策事業の追加、実績等を踏まえた事業費の見直し、安房峠道路の料金割引の見直し等に伴い、平成26年8月8日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費並びに新設・改築、修繕及び災害復旧に係る事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、特定更新等工事の追加、点検費の見直し等に伴い、平成27年3月24日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金徴収期間、料金収入、計画管理費並びに新設、改築、修繕及び災害復旧に係る事業費の計画が変更され、特定更新等工事に係る事業費の計画が追加されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う秦野スマートインターチェンジの設置、中央自動車道上り線小仏地区渋滞対策、法人事業税の外形標準課税拡大への対応等に伴い、平成27年7月31日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、計画管理費、道路資産の貸付料の額、特定更新等工事の事業費並びに新設、改築、修繕及び災害復旧、特定更新等工事に係る事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（平成27年9月11日 国土交通省発表）等に基づく料金体系の見直し等に伴い、平成28年2月29日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、首都圏の新たな高速道路料金の導入といった料金体系、事業の追加及び労務費等の高騰に伴う事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う上市スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等事業の追加、外形標準課税対応による計画管理費の見直し等に伴い、平成28年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費及び事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、熊本地震における橋梁の損傷状況を踏まえた耐震補強工事等事業の追加等に伴い、平成28年12月12日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、貸付料及び事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、休憩施設大型車混雑対策、ナンバリング対応等事業の追加等に伴い、平成29年3月31日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費、貸付料及び事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、神坂スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等事業の追加、熊本地震における橋梁の損傷状況を踏まえた耐震補強工事の追加等に伴い、平成29年8月4日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、事業の追加、料金収入及び事業費の計画が変更されています。

当社及び機構は、財政投融资を活用した東海環状自動車道の整備加速の追加等に伴い、平成30年3月30日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。当該協定においては、料金収入、計画管理費、貸付料及び事業費の計画が変更されています。

（注）上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含みます。

（2）東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間の業務の連携等に関する包括協定

当社は、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間で、3社が連携又は共同して行う料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成31年3月31日まで有効となっております。

なお、研究開発・技術協力業務に関しては、高速総研（持分法適用関連会社）における業務の実施方法等について、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

当社は、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付で海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。これに基づき、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が上記5社の出資により、平成23年9月1日付で設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされております。これに基づき、当社、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付で、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結するとともに、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業に関し、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法等を定め、もって海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とすべく、併せて業務委託基本協定を締結しております。

5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全・安心、快適、コスト縮減、効率的な事業、品質、環境負荷低減であり、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。特に、平成25年度より「安全性向上3カ年計画」を受けて、安全・安心に資する技術開発を重点的に進めることとし、点検技術、モニタリング技術、補修技術などの高度化に資する技術開発を実施してきました。今後も引き続き、点検の高度化・効率化に資する技術開発を行うとともに、高速道路リニューアルプロジェクトに資する技術開発、ICTの活用による交通安全支援・渋滞緩和や自動運転の普及を支援する技術等の開発を行ってまいります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して高速総研を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,177百万円であります。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、878百万円であります。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、主に高速道路事業のために保有する設備への投資を行っており、当連結会計年度においては、総額25,312百万円の設備投資（無形固定資産を含む。）を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

高速道路事業については、当連結会計年度においては、主に料金収受機械及びETC設備等に総額18,272百万円の設備投資を行いました。

休憩所事業については、当連結会計年度においては、談合坂サービスエリア（上り線）の改良等に総額1,992百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械及び 装置・車 両運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具、器 具及び備 品	リース 資産	合計	
東京料金所他 268箇所等 (川崎市宮前区 他)	高速道路事業	料金徴収施設等	37,931	45,362	228 (5)	2,123	3	85,647	—
海老名SA他179 箇所 (神奈川県海老 名市他)	休憩所事業	道路休憩施設	30,911	690	108,264 (1,373)	133	—	140,000	—
トラックターミ ナル (石川県金沢市)	その他(関連)事 業	トラックターミ ナル	—	—	1,340 (67)	—	—	1,340	—
本社他15事業所 及び社宅等 (名古屋市中区 他)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	7,501	25	7,052 (236) [32]	928	903	16,411	1,394

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,304百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[] で外書きしております。
2. 料金所及び保全・サービスセンターの建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれておりますので、上記には含まれておりません。
3. 道路休憩施設に係る土地の一部を連結子会社中日本エクシス(株)以外の者に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は19千㎡、帳簿価額は362百万円であります。
4. トラックターミナルに係る土地は北陸高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は67千㎡、帳簿価額は1,340百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械及 び装 置・車 両運搬 具	土地 (面積千 ㎡)	工具、 器具及 び備品	リース 資産	合計	
中日本エクシス(株)	本社他6事業 所 (名古屋市中区他)	休憩所事業	本社等	307	0	－ (－)	247	－	555	293 [68]
中日本エクストール 横浜(株)	本社 (横浜市西区)	高速道路事業	本社等	20	－	－ (－)	10	2	33	1,299 [193]
中日本エクストール 名古屋(株)	本社他1事業 所 (名古屋市中区他)	高速道路事業	本社等	9	－	－ (－)	30	19	58	1,997 [323]
中日本ハイウェイ・ パトロール東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	11	－	1 (－)	9	－	23	410 [7]
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋(株)	本社 (名古屋市中区)	高速道路事業	本社等	13	－	－ (－)	7	0	20	448 [6]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	795	232	449 (3)	551	241	2,271	799 [156]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋(株)	本社他2事業 所 (名古屋市中区他)	高速道路事業	本社等	1,485	215	1,077 (23) [6]	370	24	3,172	900 [23]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名(株)	本社 (横浜市 港北区)	高速道路事業	本社等	255	33	39 (0)	62	287	677	130 [3]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央(株)	本社 (東京都 八王子市)	高速道路事業	本社等	63	16	－ (－)	37	49	166	89 [59]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 (株)	本社 (名古屋市中区)	高速道路事業	本社等	988	72	643 (21) [3]	139	139	1,984	167 [5]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス北陸(株)	本社 (石川県 金沢市)	高速道路事業	本社等	167	100	－ (－) [0]	49	14	331	122 [50]
NEXCO中日本サービ ス(株)	本社他1事業 所 (名古屋市中区他)	高速道路事業	本社等	57	－	－ (－)	10	463	530	694 [424]
中日本高速技術マー ケティング(株)	本社 (名古屋市中区)	その他(関連) 事業	本社等	－	－	－ (－)	－	4	4	10 [－]
中日本ハイウェイ・ リテール横浜(株)	本社 (横浜市西区)	休憩所事業	本社等	188	－	0 (－)	33	129	351	61 [459]
中日本ハイウェイ・ リテール名古屋(株)	本社 (名古屋市中区)	休憩所事業	本社等	82	0	－ (－)	18	67	169	109 [204]
中日本ロード・メン テナンス東海(株)	本社 (名古屋市中区)	高速道路事業	本社等	176	115	24 (0) [3]	16	－	333	195 [167]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械及 び装 置・車 両運搬 具	土地 (面積千 ㎡)	工具、 器具及 び備品	リース 資産	合計	
中日本高速オート サービス(株)	本社他1事業 所 (愛知県 一宮市他)	高速道路事業	本社等	0	250	— (—)	1	—	253	19 [—]
中日本ハイウェイ・ アドバンス(株)	本社 (横浜市 港北区)	休憩所事業	本社等	264	0	— (—)	28	3	296	49 [223]
中日本ロード・メン テナンス静岡(株)	本社 (静岡県 磐田市)	高速道路事業	本社等	2	5	— (—)	1	21	30	89 [37]
中日本ロード・メン テナンス東京(株)	本社 (東京都 町田市)	高速道路事業	本社等	76	5	158 (1)	16	34	291	64 [174]
中日本ロード・メン テナンス金沢(株)	本社他2事業 所 (石川県 金沢市)	高速道路事業	本社等	47	14	65 (2) [0]	10	—	136	37 [1]
中日本ロード・メン テナンス中部(株)	本社 (名古屋 市中村 区)	高速道路事業	本社等	26	0	113 (3) [1]	2	3	145	81 [7]
NEXCO中日本開発(株)	本社 (名古屋 市中区)	その他(関連 事業)	営業用建物 等	1,555	72	262 (11)	52	102	2,046	9 [65]
箱根ターンパイク(株)	本社 (神奈川県 小田原市)	その他(関連 事業)	自動車道等	1,050	8	394 (625)	2	—	1,457	27 [—]

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,103百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2. 道路休憩施設に係る土地及び建物の一部を提出会社より賃借しており、このうち建物の一部を連結会社以外の者に転貸しております。なお、提出会社より賃借している土地の面積は1,291千㎡、帳簿価額は106,536百万円であります。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
5. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 東京料金所 他268料金所	川崎市 宮前区他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	15,424	—	自己資金	平成30年4月	平成31年3月
当社 多賀SA 他113箇所	滋賀県 犬上郡多賀町他	休憩所事業	営業用建物等	4,740	—	自己資金	平成30年4月	平成31年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、第二東海自動車道等の建設及び改築並びに高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等の修繕等により仕掛道路資産当期増加額345,836百万円を計上しております。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった道路資産完成高は216,869百万円であり、内訳は下表のとおりです。これに伴い、仕掛道路資産当期減少額216,869百万円を計上しております。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	神奈川県秦野市柳川～ 静岡県御殿場市駒門 新設	平成29年4月	2,555
	神奈川県海老名市門沢橋～ 神奈川県厚木市下津古久 新設	平成30年1月	50,252
	静岡県御殿場市駒門～ 静岡県長泉町大字元長窪 新設	平成30年3月	5,715
	静岡県長泉町大字元長窪～ 静岡県浜松市引佐町東黒田 新設	平成30年3月	24,919
	静岡県浜松市引佐町東黒田～ 愛知県豊田市岩倉町 新設	平成30年3月	29,572
	静岡県沼津市根古屋 (駿河湾沼津スマートインター チェンジ)	平成30年3月	11
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	長野県伊那市西町 (小黒川スマートインターチェン ジ)	平成29年9月	828
		平成30年3月	
	岐阜県養老町飯積 (養老ジャンクション) 改築	平成29年10月	2,071
	岐阜県安八郡安八町中 (安八スマートインターチェンジ)	平成30年3月	3,981
一般国道475号 (東海環状自動車道)	長野県駒ヶ根市赤穂 (駒ヶ岳スマートインターチェン ジ)	平成30年3月	969
	岐阜県養老郡養老町大字飯積～ 三重県員弁郡東員町大字長深 新設	平成29年10月	2,323
	愛知県豊田市岩倉町 (豊田東ジャンクション) 改築	平成30年3月	30

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線	東京都杉並区上高井戸 (高井戸インターチェンジ) 改築	平成30年3月	716
	東京都八王子市裏高尾町 (八王子ジャンクション) 改築	平成30年3月	683
	東京都府中市小柳町～ 東京都府中市是政 (府中スマートインターチェンジ)	平成30年3月	72
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市中新田～ 神奈川県厚木市上依知 新設	平成30年3月	7,184
	東京都八王子市南浅川町～ 東京都八王子市裏高尾町 新設	平成30年3月	4,331
	東京都八王子市美山町 (八王子西スマートインターチェンジ)	平成30年3月	69
高速自動車国道 第一東海自動車道	愛知県名古屋守山区下志段味～ 愛知県名古屋守山区深沢 (守山スマートインターチェンジ)	平成30年3月	3,449
	静岡県焼津市上新田 (大井川焼津藤枝スマートインター チェンジ)	平成30年3月	714
	静岡県浜松市東区有玉西町 (三方原スマートインターチェン ジ)	平成30年3月	276
高速自動車国道 北陸自動車道	滋賀県長浜市小谷丁野町 (小谷城スマートインターチェン ジ)	平成30年3月	12
	石川県能美市吉原釜屋町 (能美根上スマートインターチェン ジ)	平成30年3月	2,348
	福井県三方上中郡若狭町鳥浜 (三方五湖スマートインターチェン ジ)	平成30年3月	1,525
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	福井県敦賀市長谷 (敦賀南スマートインターチェン ジ)	平成30年3月	969

路線・区間等		帰属時期(注 1)	道路資産完成高 (百万円)(注 2)
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成29年 6 月	57,276
		平成29年 9 月	
		平成29年12月	
		平成30年 3 月	
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房峠道 路））	修繕	平成29年 9 月	146
		平成29年12月	
		平成30年 3 月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成30年 3 月	310
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	特定更新等工事	平成29年 6 月	13,553
		平成29年 9 月	
		平成29年12月	
		平成30年 3 月	
合計			216,869

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
 2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

平成30年3月31日現在

区分		賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	492,330 (注2) (注3)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで(小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
	一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)	
一の路線	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	367 (注3)
合計		492,698

(注) 1. 当連結会計年度の機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 当連結会計年度では実績収入が加算基準額を超えたため、超過額を加算の上、賃借料として計上しております。なお、その金額は以下のとおりで、上記表の内数としております。

加算額

全国路線網	27,567百万円
一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	123百万円

協定の概要につきましては、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定」をご参照下さい。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続を経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	453,925	122,658 [20,164]	昭和37年10月	平成37年度
高速自動車国道中央自動車道西宮線	25,045	425 [16,134]	昭和41年10月	平成37年度
高速自動車国道中央自動車道長野線	5,278	— [—]	平成18年4月	平成37年度
高速自動車国道第一東海自動車道	90,172	6,132 [68,669]	平成10年1月	平成37年度
高速自動車国道東海北陸自動車道	226,976	68,550 [122,591]	昭和54年3月	平成32年度
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	2,870,381	393,225 [1,589,293]	平成5年12月	平成34年度
高速自動車国道中部横断自動車道	255,145	105,149 [74,876]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道北陸自動車道	1,832	93 [—]	平成28年6月	平成32年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋伊勢線	121,013	17,757 [0]	平成24年5月	平成32年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	385,936	163,536 [83,737]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	71,524	2,743 [66,742]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	166,788	22,309 [142,020]	平成11年1月	平成30年度
一般国道1号(新湘南バイパス)	6,064	— [—]	平成30年4月	平成35年度
一般国道138号(東富士五湖道路)	2,154	145 [—]	平成28年6月	平成32年度
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	192,543	10,618 [157,133]	平成16年6月	平成32年度
一般国道475号(東海環状自動車道)	183,172	1,417 [8,531]	平成19年4月	平成36年度
計	5,057,948	914,765 [2,349,896]	—	—

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末における既支払額であります。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。
5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、財源特例法に基づく高速道路利便増進事業に関する計画によるスマートインターチェンジ整備事業について63,796百万円、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において469,264百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で57,620百万円、特定更新等工事に要する費用については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において384,514百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高（百万円）
平成17年10月1日	130,000,000	130,000,000	65,000	65,000	65,000	65,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は1,000円です。

(5)【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	－	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	1,300,000	－	－	－	－	－	－	1,300,000	－
所有株式数の 割合（％）	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式130,000,000	1,300,000	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,300,000	—

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、様々な外部環境・情勢の変化にも対応できる経営基盤の確立に努めていきたいと考えており、事業から得られた利益を高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるための「高速道路事業積立金」及び高速道路をご利用いただくお客さまの安全性・快適性の向上に資する施策に活用する「高速道路サービス高度化積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、今後の設備投資への備えなど経営基盤の強化のための「別途積立金」として積み立てることを基本としております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款で定めており、また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

また、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となりますが、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	会長	茶村 俊一	昭和21年1月31日生	昭和44年3月 株式会社松坂屋（現株式会社大丸松坂屋百貨店）入社 平成11年5月 同 取締役 名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同 常務取締役 平成14年5月 同 代表取締役専務取締役 平成15年5月 同 本社営業本部長 平成16年5月 同 代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長 平成16年9月 同 代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長兼内務業務改革室長 平成18年3月 同 代表取締役専務執行役員 本社経営企画室長 平成18年5月 同 代表取締役社長執行役員 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員 営業統括本部長 平成19年9月 J. フロントリテイリング株式会社取締役 銀座再開発担当 株式会社大丸取締役 平成20年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長 平成22年3月 J. フロントリテイリング株式会社代表取締役社長 平成25年4月 同 代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役会長(現) 平成28年5月 J. フロントリテイリング株式会社相談役(現)	(注3)	—
代表取締役社長	CEO (兼)COO (兼)監査部担当	宮池 克人	昭和21年9月5日生	昭和46年4月 中部電力株式会社入社 平成13年6月 同 取締役 土木建築部長 平成15年6月 同 取締役 発電本部土木建築部長 平成17年6月 同 常務取締役執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成19年6月 同 代表取締役副社長執行役員 資材部分担、情報システム部統括、環境・立地本部長 平成20年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成23年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、発電本部長 平成25年6月 同 顧問(現) 平成26年6月 当社代表取締役社長 平成27年3月 同 代表取締役社長兼技術・建設本部長 平成27年6月 同 代表取締役社長(現)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表 取締役	副社長執行役員 総務本部長 (兼)倫理・法令 遵守担当 (C C O)	増田 優一	昭和26年11月27日生	昭和50年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成16年7月 国土交通省 道路局次長 平成18年7月 内閣府 政策統括官(防災担当) 平成19年7月 国土交通省 都市・地域整備局長 平成20年7月 同省 大臣官房長 平成21年7月 同省 総合政策局長 平成22年8月 国土交通審議官 平成25年8月 国土交通事務次官 平成26年7月 国土交通省顧問 平成26年12月 東京海上日動火災保険株式会社 顧問 平成28年6月 当社代表取締役 専務執行役員 総 務本部長 平成30年6月 同 代表取締役 副社長執行役員 総務本部長(現)	(注3)	—
取締役	常務執行役員 経営企画本部長 (兼)情報セキュ リティ統括担当 (C I S O)	奥脇 郁夫	昭和32年9月21日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成22年4月 当社企画本部業務改革推進部長 平成23年4月 同 企画本部担当部長 平成24年6月 同 執行役員 東京支社長 平成26年4月 同 執行役員 業務改革推進部長兼 組織改革推進担当 平成27年4月 同 執行役員 技術・建設本部副本 部長(技術部門担当)兼組織改革推 進担当 平成28年6月 同 執行役員 技術・建設本部副本 部長(技術部門担当)兼生産性向上 担当 平成29年6月 同 取締役 常務執行役員 経営企 画本部長(現)	(注4)	—
取締役	常務執行役員 技術・建設本部長	藤井 元生	昭和34年1月1日生	昭和58年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成23年7月 国土交通省 北海道局地政課長 平成25年8月 名古屋高速道路公社 副理事長 平成27年7月 国土交通省 九州地方整備局副局長 平成28年10月 株式会社建設資源広域利用センター 常務取締役 平成30年6月 当社取締役 常務執行役員 技術・ 建設本部長(現)	(注5)	—
取締役	常務執行役員 保全企画本部長	源島 良一	昭和35年2月8日生	昭和59年4月 日本道路公団入社 平成24年10月 当社建設事業本部事業調整担当部長 平成26年1月 同 執行役員 金沢支社長 平成28年6月 同 執行役員 東京支社長兼東京オ リンピック・パラリンピック担当 平成30年6月 同 取締役 常務執行役員 保全企 画本部長(現)	(注5)	—
取締役	常務執行役員 関連事業本部長	布目 弘司	昭和32年7月23日生	昭和57年4月 日本道路公団入社 平成25年9月 当社企画本部経営企画部グループ管 理担当部長 平成26年6月 同 総務本部経理部長 平成28年6月 同 執行役員 総務本部人事部長 平成30年6月 同 取締役 常務執行役員 関連事 業本部長(現)	(注5)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	小山 徹	昭和31年10月8日生	昭和54年4月 日本道路公団入社 平成20年7月 当社 企画本部渉外・広報部長 平成21年4月 同 関連事業本部担当部長 平成22年7月 同 総務本部経理部長 平成24年6月 同 総務本部人事部長 平成27年4月 同 執行役員 総務本部人事部長 平成28年6月 同 取締役 常務執行役員 関連事業本部長 平成30年6月 同 監査役(常勤)(現)	(注6)	—
監査役 (常勤)	—	寺田 雅史	昭和32年2月3日生	昭和54年4月 株式会社東海銀行入行 平成16年7月 株式会社U F J 銀行 名古屋営業第2部長 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行 理事 名古屋営業本部名古屋営業第4部長 平成19年6月 同 名古屋駅前支店長 平成21年5月 同 本部審議役 平成22年6月 オークマ株式会社 執行役員 人事部・内部監査室担当兼秘書室長 平成24年4月 東栄株式会社 常勤監査役 平成26年6月 同 専務取締役企画管理部門長 平成30年6月 当社監査役(常勤)(現)	(注6)	—
監査役	—	白石 真澄	昭和33年11月6日生	昭和62年3月 株式会社西武百貨店(株式会社そごう・西武)入社 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社 平成14年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 平成18年4月 同 経済学部社会経済システム学科教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部教授(現) 平成26年6月 当社監査役(現)	(注7)	—
監査役	—	山口 千秋	昭和24年12月25日生	昭和47年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成10年5月 米国トヨタ自動車販売株式会社 上級副社長 平成13年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役 平成15年6月 トヨタ自動車株式会社 常勤監査役 平成23年6月 株式会社豊田自織機 専務取締役 平成24年6月 同 取締役副社長 平成27年6月 東和不動産株式会社 取締役社長 平成30年6月 同 顧問(現) 平成30年6月 当社監査役(現)	(注6)	—
					計	—

(注) 1. 茶村俊一は、社外取締役であります。

2. 寺田雅史、白石真澄及び山口千秋は、社外監査役であります。

3. 平成28年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から平成32年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

4. 平成29年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から平成32年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

5. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成32年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

6. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成34年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

7. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成34年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

①当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

②会社の機関の内容等

(ア) 会社の機関等

(a) 取締役会

取締役会は、社内取締役6名及び社外取締役1名で構成され、経営の方針、法令及び定款で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則としております。

(b) 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員、常勤監査役、その他社長が指名する社員で構成され、全社的に影響を及ぼす重要事項について討議・審議等するものであり、経営会議規程に則り定期の開催を原則としております。

(c) 人事・倫理委員会

当社は、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の審議を行うために、社長の諮問機関として人事・倫理委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

(d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるとともに、監査役監査の実施等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(イ) コンプライアンスの取組み状況

コンプライアンスについては、当社グループ全体のコンプライアンスに関する意識の統一を図るために、「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定め、当社及び当社グループ各社において、倫理行動規準等の諸規程を定め、当社グループの役員及び社員が法令、定款、社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行しているとともに、法令遵守活動に関する人事・倫理委員会を設置しているほか、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員のコンプライアンス意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動やコンプライアンス・マニュアル等の教育関係資料を整備し周知を図っていると同時に、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行っております。また、当社グループ各社が進めるコンプライアンスの取組みに対しても、当社総務部が当社グループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、啓発・支援等を行っております。

加えて、グループ全体のコンプライアンス推進を統括する倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設けるとともに、各子会社にも倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設置し、グループCCO会議を開催するなどして、グループ一体となったコンプライアンス体制の強化に努めております。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当として専任の監査役スタッフを置いております。監査役スタッフの人事異動については監査役の同意を必要とすることとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、内部監査部門として監査部を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程である内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長に報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報等の状況を定期的に報告することとしております。

(エ) 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査しやすい環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 池田 裕之	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 水野 大	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 都 成哲	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。

3. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名及びその他15名で構成されております。

(オ) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について
当社の社外取締役1名及び社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

③取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	7名 (一)	112百万円 (一)	4名 (3名)	41百万円 (25百万円)	11名 (3名)	154百万円 (25百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月28日開催の創立総会において年額200万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月28日開催の創立総会において年額70万円以内と決議されております。

3. 上記支給額のほか、退任した取締役1名に対し役員退職慰労金として、8百万円を支給しております。

4. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金12百万円（取締役6名8百万円、監査役4名3百万円）を計上しております。

5. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役1名が含まれています。

6. 支給人員及び支給額の()内については、社外役員に係る人数及び金額を内数で記載したものであります。

④リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じており、さらに、これらのリスクを全社的観点から組織横断的に統括して管理していく体制を構築し、リスク管理の充実、強化に取り組んでおります。

⑤連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を整備し、当社グループの企業価値の最大化に努めております。

⑥内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

(ア)業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。（平成30年5月24日一部改正）

(a)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員（CCO）を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に社内の安全を横断的に担当する組織を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。なお、情報セキュリティについては、「NEXCO中日本CSIRT」体制を整備するとともに、情報セキュリティ統括担当役員（CISO）を設置し、情報セキュリティ体制を強化します。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

(f) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員（CCO）を設置し、グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

(i) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

(j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

(イ) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役に業務の実施状況を報告しています。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、中日本グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。
- ・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・入札監視委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。
- ・「風通しの良い職場づくり（スマイル・コンプライアンス）行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐づくリスクの一元的なモニタリングを行っています。
- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上3カ年計画」に基づく施策の実施にあたり、安全管理部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。
- ・メールシステム等の各種システムについては災害耐性強化のため、クラウドサービスへの移行を図っています。
- ・情報セキュリティ対策規程の改正により、「NEXCO中日本CSIRT」体制を確立しています。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。
- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。
- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。
- ・「風通しの良い職場づくり（スマイル・コンプライアンス）行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

(f) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
 - ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
 - ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の自律的な経営を促しつつ、グループ会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。
 - ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
 - ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。
 - ・「NEXCO中日本CSIRT」体制をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
 - ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
 - ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。
 - ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。
- (i) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規程に規定しています。
- (j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。
- (k) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と取締役、監査部及び公認会計士との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

⑦取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	72	95	76	74
連結子会社	11	—	11	—
計	83	95	87	74

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等に係る対価であります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 1 108,452	※ 1 143,033
高速道路事業営業未収入金	103,779	76,309
未収入金	33,204	7,082
有価証券	—	49
仕掛道路資産	840,916	969,884
たな卸資産	※ 5 3,080	※ 5 3,018
繰延税金資産	3,085	2,487
その他	32,775	41,951
貸倒引当金	△11	△9
流動資産合計	1,125,282	1,243,809
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2 65,495	※ 2 66,581
減価償却累計額	△24,216	△26,166
建物（純額）	41,278	40,415
構築物	※ 2 60,327	※ 2 61,461
減価償却累計額	△16,178	△17,781
構築物（純額）	44,149	43,680
機械及び装置	※ 2 103,584	※ 2 105,827
減価償却累計額	△64,413	△66,037
機械及び装置（純額）	39,171	39,790
車両運搬具	※ 2 27,885	※ 2 30,615
減価償却累計額	△20,812	△23,145
車両運搬具（純額）	7,073	7,470
工具、器具及び備品	14,306	15,585
減価償却累計額	△9,840	△10,688
工具、器具及び備品（純額）	4,465	4,897
土地	120,466	120,831
リース資産	3,617	4,617
減価償却累計額	△1,657	△2,101
リース資産（純額）	1,959	2,515
建設仮勘定	3,177	3,802
有形固定資産合計	261,741	263,404
無形固定資産	9,191	10,034
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 3 5,817	※ 1, ※ 3 5,873
繰延税金資産	9,746	3,273
退職給付に係る資産	258	408
その他	※ 1 5,192	※ 1 4,981
貸倒引当金	△505	△543
投資その他の資産合計	20,509	13,994
固定資産合計	291,442	287,432
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,626	1,664
繰延資産合計	1,626	1,664
資産合計	※ 1 1,418,351	※ 1 1,532,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	106,813	118,324
1年以内返済予定長期借入金	195	931
未払金	28,106	30,441
未払法人税等	3,750	942
賞与引当金	3,269	3,482
その他	24,048	24,736
流動負債合計	166,183	178,858
固定負債		
道路建設関係社債	※ 1 816,817	※ 1 936,740
道路建設関係長期借入金	102,081	83,623
長期借入金	732	7
役員退職慰労引当金	226	233
ETCマイレージサービス引当金	8,377	8,194
退職給付に係る負債	88,652	63,250
その他	28,508	30,895
固定負債合計	1,045,395	1,122,943
負債合計	1,211,579	1,301,801
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	72,245	72,177
利益剰余金	88,601	108,414
株主資本合計	225,847	245,592
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	54	41
為替換算調整勘定	—	2
退職給付に係る調整累計額	△20,521	△16,106
その他の包括利益累計額合計	△20,466	△16,062
非支配株主持分	1,391	1,574
純資産合計	206,772	231,104
負債純資産合計	1,418,351	1,532,906

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益	907,595	972,076
営業費用		
道路資産賃借料	479,421	492,698
高速道路等事業管理費及び売上原価	340,818	390,932
販売費及び一般管理費	※ 2 80,963	※ 2 81,263
営業費用合計	※ 1 901,202	※ 1 964,894
営業利益	6,393	7,181
営業外収益		
受取利息	6	5
土地物件貸付料	226	244
負ののれん償却額	342	342
持分法による投資利益	464	262
原因者負担収入	167	179
還付加算金	1	208
その他	323	209
営業外収益合計	1,532	1,453
営業外費用		
支払利息	24	31
その他	51	10
営業外費用合計	76	41
経常利益	7,849	8,593
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 98	※ 3 93
投資有価証券売却益	—	19
厚生年金基金代行返上益	—	22,394
その他	10	0
特別利益合計	109	22,508
特別損失		
固定資産売却損	※ 4 1	※ 4 177
固定資産除却損	※ 5 266	※ 5 387
投資有価証券売却損	41	539
減損損失	—	※ 6 278
その他	25	6
特別損失合計	334	1,390
税金等調整前当期純利益	7,624	29,711
法人税、住民税及び事業税	3,504	2,248
法人税等調整額	△7,204	7,534
法人税等合計	△3,699	9,782
当期純利益	11,324	19,928
非支配株主に帰属する当期純利益	99	115
親会社株主に帰属する当期純利益	11,224	19,813

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	11,324	19,928
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	△8
退職給付に係る調整額	5,224	4,380
持分法適用会社に対する持分相当額	△67	32
その他の包括利益合計	※ 5,159	※ 4,404
包括利益	16,483	24,332
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,383	24,217
非支配株主に係る包括利益	99	115

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,868	77,376	214,245
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			11,224	11,224
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		376		376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	376	11,224	11,601
当期末残高	65,000	72,245	88,601	225,847

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	53	—	△25,679	△25,625
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	—	5,158	5,159
当期変動額合計	0	—	5,158	5,159
当期末残高	54	—	△20,521	△20,466

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	2,065	190,685
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		11,224
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△673	4,485
当期変動額合計	△673	16,086
当期末残高	1,391	206,772

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	72,245	88,601	225,847
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			19,813	19,813
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△67		△67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	△67	19,813	19,745
当期末残高	65,000	72,177	108,414	245,592

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	54	—	△20,521	△20,466
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12	2	4,414	4,404
当期変動額合計	△12	2	4,414	4,404
当期末残高	41	2	△16,106	△16,062

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,391	206,772
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		19,813
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	182	4,587
当期変動額合計	182	24,332
当期末残高	1,574	231,104

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,624	29,711
減価償却費	20,863	20,837
減損損失	—	278
投資有価証券売却損益(△は益)	41	520
持分法による投資損益(△は益)	△464	△262
賞与引当金の増減額(△は減少)	119	213
ETCマイレージサービス引当金の増減額(△は減少)	△192	△182
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△7	35
退職給付に係る資産又は負債の増減額	2,748	△21,189
受取利息及び受取配当金	△16	△16
支払利息	1,285	1,112
固定資産売却損益(△は益)	△97	84
固定資産除却損	2,408	1,634
売上債権の増減額(△は増加)	△28,282	28,446
たな卸資産の増減額(△は増加)	△157,658	△128,906
仕入債務の増減額(△は減少)	△52,384	11,930
未払又は未収消費税等の増減額	△51,480	15,920
その他	3,012	2,951
小計	△252,481	△36,880
利息及び配当金の受取額	40	142
利息の支払額	△1,126	△1,087
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△3,734	△4,221
営業活動によるキャッシュ・フロー	△257,302	△42,047
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△0	△0
定期預金の払戻による収入	269	11
有価証券の売却及び償還による収入	50	—
投資有価証券の取得による支出	—	△694
投資有価証券の売却及び償還による収入	31	224
固定資産の取得による支出	△21,019	△23,225
固定資産の売却による収入	123	445
その他	132	△101
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,412	△23,339

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	34,163	16,976
長期借入金の返済による支出	△100	△35,424
道路建設関係社債発行による収入	439,958	342,708
道路建設関係社債償還による支出	△160,000	△223,551
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△396	—
その他	△630	△728
財務活動によるキャッシュ・フロー	312,993	99,980
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	35,277	34,592
現金及び現金同等物の期首残高	72,979	108,256
現金及び現金同等物の期末残高	※ 108,256	※ 142,848

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△160,000百万円は、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額であります。
以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△157,658百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額175,707百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△35,424百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△35,323百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△223,551百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。
以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△128,906百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額216,869百万円が含まれております。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)
中日本高速オートサービス(株)
NEXCO中日本開発(株)
箱根ターンパイク(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 12社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
(株)NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・システム(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
中日本施設管理(株)
(株)東京ハイウェイ
ティーシーメンテナンス(株)
(株)高速保全
(株)デーロス・ジャパン

当連結会計年度から、当社及び当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)が株式を取得したため、FCC Infrastructure Investment Joint Stock Companyを持分法適用の関連会社としております。また、日本ロード・メンテナンス(株)及びNHS名古屋(株)の株式を売却したため、当該2社を持分法適用の関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、持分法適用の在外関連会社の資産および負債は、在外関連会社の連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象:外貨建社債

③ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました「還付加算金」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「物品売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」に表示していた「その他」324百万円は、「還付加算金」1百万円、「その他」323百万円として組み替えており、「営業外費用」に表示していた「物品売却損」24百万円、「その他」27百万円は、「その他」51百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度まで、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました「投資有価証券売却損益」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた3,053百万円は、「投資有価証券売却損益」41百万円、「その他」3,012百万円として組み替えております。

(追加情報)

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当連結会計年度において22,394百万円を特別利益として計上しています。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	816,817百万円 (額面額 816,817百万円)	936,740百万円 (額面額 936,740百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,357,520百万円	1,141,071百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資有価証券	一百万円	68百万円
投資その他の資産「その他」	70百万円	33百万円

※ 2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産		
建物	45百万円	45百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	190百万円	190百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
計	291百万円	291百万円

※ 3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	5,222百万円	5,342百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	3,033百万円	3,695百万円

4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
機構	661,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路(株)	4百万円	一百万円
西日本高速道路(株)	10百万円	9百万円
計	661,015百万円	511,009百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
機構	1,389,570百万円	1,178,121百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が223,551百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が35,323百万円減少しております。

※5 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
商品及び製品	502百万円	534百万円
仕掛品	979百万円	656百万円
原材料及び貯蔵品	1,598百万円	1,828百万円
計	3,080百万円	3,018百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1 営業費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1,105百万円	1,177百万円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与手当・賞与	10,579百万円	10,810百万円
役員退職慰労引当金繰入額	85百万円	65百万円
賞与引当金繰入額	750百万円	781百万円
退職給付費用	2,482百万円	2,045百万円
業務委託費	3,954百万円	3,904百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,375百万円	8,192百万円
利用促進費	36,670百万円	36,814百万円

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械及び装置	13百万円	10百万円
車両運搬具	44百万円	51百万円
土地	38百万円	28百万円
その他	1百万円	3百万円
計	98百万円	93百万円

※ 4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	0百万円	58百万円
土地	－百万円	118百万円
その他	0百万円	1百万円
計	1百万円	177百万円

※ 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	130百万円	228百万円
構築物	77百万円	71百万円
その他	58百万円	87百万円
計	266百万円	387百万円

※ 6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都町田市等	各事業共用固定資産	建物及び構築物等
東京都港区	休憩所事業固定資産	ソフトウェア

当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業との関連が明確でない資産については各事業共用固定資産としております。

当連結会計年度において、各事業共用固定資産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額しております。また、休憩所事業固定資産のうち、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったソフトウェアの帳簿価額を備忘価額まで減額しております。当該減少額を減損損失278百万円（うち建物245百万円、構築物6百万円、ソフトウェア23百万円及びその他2百万円）として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4百万円	△12百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	4	△12
税効果額	△1	4
その他有価証券評価差額金	2	△8
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,799	2,309
組替調整額	3,493	2,052
税効果調整前	5,293	4,362
税効果額	△68	17
退職給付に係る調整額	5,224	4,380
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△67	32
その他の包括利益合計	5,159	4,404

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	108,452百万円	143,033百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△195百万円	△184百万円
現金及び現金同等物	108,256百万円	142,848百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	433,932百万円	440,054百万円
1年超	17,034,248百万円	16,679,311百万円
合計	17,468,180百万円	17,119,366百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	387百万円	384百万円
1年超	899百万円	829百万円
合計	1,286百万円	1,213百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い道路公団から承継したもの及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているもの及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注) 2 参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）現金及び預金	108,452	108,452	—
（2）高速道路事業営業未収入金	103,779	103,779	—
（3）未収入金	33,204	33,204	—
（4）投資有価証券			
①満期保有目的の債券	350	365	14
②その他有価証券	202	202	—
資産計	245,989	246,003	14
（1）高速道路事業営業未払金	106,813	106,813	—
（2）未払金	28,106	28,106	—
（3）未払法人税等	3,750	3,750	—
（4）道路建設関係社債（1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	816,817	819,285	2,468
（5）道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	102,177	102,094	△82
（6）長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	832	832	—
負債計	1,058,497	1,060,882	2,385

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）現金及び預金	143,033	143,033	—
（2）高速道路事業営業未収入金	76,309	76,309	—
（3）未収入金	7,082	7,082	—
（4）有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	350	360	10
②その他有価証券	189	189	—
資産計	226,966	226,976	10
（1）高速道路事業営業未払金	118,324	118,324	—
（2）未払金	30,441	30,441	—
（3）未払法人税等	942	942	—
（4）道路建設関係社債（1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	936,740	937,052	312
（5）道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	83,829	83,810	△18
（6）長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	732	732	—
負債計	1,171,010	1,171,304	293

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	5,222	5,342
	その他有価証券	42	41

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	108,452	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	103,779	—	—	—
未収入金	33,204	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	—	200	100	—
②社債	—	50	—	—
③その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券（その他）	—	—	—	—
②その他	—	—	—	—
合 計	245,436	250	100	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	143,033	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	76,309	—	—	—
未収入金	7,082	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	—	300	—	—
②社債	50	—	—	—
③その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券（その他）	—	—	—	—
②その他	—	—	—	—
合 計	226,476	300	—	—

４． 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成29年３月31日）

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	—	129,665	206,056	443,224	37,872
道路建設関係長期借入金	95	35,024	33,000	34,056	—	—
長期借入金	100	725	0	0	0	5
合計	195	35,750	162,665	240,113	443,224	37,877

当連結会計年度（平成30年３月31日）

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	—	188,237	685,630	35,000	27,872
道路建設関係長期借入金	206	33,018	34,104	16,500	—	—
長期借入金	725	0	0	0	0	5
合計	931	33,019	222,343	702,130	35,000	27,877

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	300	313	13
	(2) 社債	49	51	1
	(3) その他	—	—	—
	小計	350	365	14
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		350	365	14

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	300	310	9
	(2) 社債	49	50	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	350	360	10
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		350	360	10

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（1）株式	170	78	92
	（2）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	—	—	—
	小計	170	78	92
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（1）株式	31	38	△6
	（2）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	—	—	—
	小計	31	38	△6
合計		202	116	86

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（1）株式	158	78	80
	（2）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	—	—	—
	小計	158	78	80
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（1）株式	31	38	△6
	（2）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	—	—	—
	小計	31	38	△6
合計		189	116	73

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 42百万円、当連結会計年度連結貸借対照表計上額 41百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	31	—	41
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	31	—	41

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	11	9	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	11	9	—

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	339,727	339,727	(注1)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	130,289	130,289	(注2)
合 計			470,017	470,017	—

(注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	308,012	308,012	(注1)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	252,927	252,927	(注2)
合 計			560,940	560,940	—

(注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる制度については、2. 確定給付制度に含めて記載しております。

なお、当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から、厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	130,195百万円	127,520百万円
勤務費用	3,835	3,531
利息費用	527	390
数理計算上の差異の発生額	693	2,767
過去勤務費用の発生額	△3,197	△151
退職給付の支払額	△4,533	△3,697
厚生年金基金の代行部分返上に伴う 減少額	—	△29,558
退職給付債務の期末残高	127,520	100,803

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	40,359百万円	40,348百万円
期待運用収益	601	499
数理計算上の差異の発生額	△394	△2,246
事業主からの拠出額	1,914	2,138
退職給付の支払額	△2,290	△1,521
その他	158	37
年金資産の期末残高	40,348	39,255

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,102百万円	1,221百万円
退職給付費用	292	341
退職給付への支払額	△98	△186
制度への拠出額	△74	△82
退職給付に係る負債の期末残高	1,221	1,294

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	98,124百万円	70,279百万円
年金資産	△41,157	△40,081
	56,967	30,197
非積立型制度の退職給付債務	31,426	32,643
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,393	62,841
退職給付に係る負債	88,652	63,250
退職給付に係る資産	△258	△408
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,393	62,841

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	3,677百万円	3,494百万円
利息費用	527	390
期待運用収益	△601	△499
数理計算上の差異の費用処理額	3,505	2,104
過去勤務費用の費用処理額	△321	△43
簡便法で計算した退職給付費用	292	341
その他	△111	△303
確定給付制度に係る退職給付費用	6,967	5,485

(注) 従業員からの拠出額を勤務費用から差し引いております。

また、当連結会計年度については、上記の他に、厚生年金基金の代行部分返上に伴い、特別利益として、22,394百万円を計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	△2,876百万円	2,742百万円
数理計算上の差異	△2,416	△7,105
合 計	△5,293	△4,362

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	△2,806百万円	△63百万円
未認識数理計算上の差異	24,257	17,152
合 計	21,451	17,089

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	12%	21%
株式	11	20
現金及び預金	0	0
生命保険一般勘定	10	9
短期資産	59	33
その他	7	15
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数値計算上の計算基礎に関する事項

主要な数値計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	△0.1%～1.0%	△0.1%～1.0%
長期期待運用収益率	1.0%～3.0%	0.5%～3.0%
予想昇給率	0.0%～6.0%	0.0%～4.3%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度134百万円、当連結会計年度116百万円であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	160百万円	169百万円
賞与引当金	1,080百万円	1,141百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,552百万円	2,508百万円
退職給付に係る負債	27,565百万円	19,859百万円
その他	5,883百万円	5,236百万円
繰延税金資産小計	37,242百万円	28,915百万円
評価性引当額	△24,144百万円	△23,035百万円
繰延税金資産合計	13,098百万円	5,879百万円
繰延税金負債		
その他	△364百万円	△657百万円
繰延税金負債合計	△364百万円	△657百万円
繰延税金資産(負債)の純額	12,733百万円	5,221百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	3,085百万円	2,487百万円
固定資産－繰延税金資産	9,746百万円	3,273百万円
流動負債－その他	－百万円	△0百万円
固定負債－その他	△97百万円	△539百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	△77.6%	0.8%
負ののれん発生益	△0.6%	△0.2%
負ののれん償却額	△1.4%	△0.4%
持分法による投資利益	△1.8%	△0.3%
投資有価証券売却損益の連結修正	－	0.6%
住民税均等割	1.6%	0.4%
その他	0.7%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△48.5%	32.9%

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載は省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス(株)が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借しているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	5,372	5,343
期中増減額	△28	62
期末残高	5,343	5,406
期末時価	4,698	4,775
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	135,160	134,053
期中増減額	△1,106	△762
期末残高	134,053	133,291
期末時価	110,117	108,238

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、建設仮勘定の増加及び減価償却に伴う減少によるものであります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、談合坂サービスエリア（上り線）における投資等による増加及び減価償却に伴う減少によるものであります。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産		
営業収益	480	509
営業費用	203	214
差額	277	295
賃貸等不動産として使用される部 分を含む不動産		
営業収益	24,298	24,330
営業費用	12,384	12,531
差額	11,913	11,799

- (注) 1. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として連結子会社が賃貸借している部分を含むため、営業収益には、当該部分の賃貸借にかかる収益は、計上されておりません。
2. 営業収益には、連結子会社が実施する小売店等の売上高が前連結会計年度において4,523百万円、当連結会計年度において4,490百万円含まれております。
3. 営業費用には、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産にかかる費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他(関連)事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。

「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他(関連)事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額(注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	高速道路事業	休憩所事業	その他(関連) 事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	841,432	31,808	34,354	907,595	—	907,595
セグメント間の内部売上高又は振替高	22	22	5	50	△50	—
計	841,454	31,831	34,359	907,646	△50	907,595
セグメント利益又は損失	1,436	5,060	△111	6,385	7	6,393
セグメント資産	1,093,898	175,879	16,489	1,286,267	132,084	1,418,351
セグメント負債	918,994	—	825	919,819	291,760	1,211,579
その他の項目						
減価償却費	17,314	3,252	297	20,863	—	20,863
持分法適用会社への投資額	4,304	—	812	5,117	—	5,117
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,841	2,148	23	21,013	2,153	23,166

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額132,084百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額291,760百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,153百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注1）	連結財務諸表 計上額 （注2）
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	896,455	31,535	44,085	972,076	—	972,076
セグメント間の内部売上高又は振替高	23	56	0	81	△81	—
計	896,479	31,591	44,086	972,157	△81	972,076
セグメント利益	2,110	4,852	211	7,175	6	7,181
セグメント資産	1,169,502	176,073	17,140	1,362,716	170,189	1,532,906
セグメント負債	1,020,569	—	725	1,021,294	280,506	1,301,801
その他の項目						
減価償却費	17,381	3,135	320	20,837	—	20,837
持分法適用会社への投資額	3,875	—	1,372	5,248	—	5,248
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,272	1,992	628	20,893	4,418	25,312

（注）1．調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額6百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - （2）セグメント資産の調整額170,189百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
 - （3）セグメント負債の調整額280,506百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
 - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,418百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
- 2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	664,974	175,707	66,913	907,595

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	175,727	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	678,672	216,869	76,533	972,076

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	216,908	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
減損損失	—	23	—	23	254	278

(注) 減損損失の全社・消去254百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高は、ありません。

なお、平成22年4月1日に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	3,843	3,843

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	27	—	—	27	—	27
当期末残高	150	—	—	150	—	150

平成22年4月1日に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	3,501	3,501

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

兄弟会社等

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の 計算において所有 している会社等	機構	横浜市 西区	5,571,386	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	479,421	高速道路 事業営業 未払金	71,269
						道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	175,707	高速道路 事業営業 未収入金	43,294
							債務の引渡及び債務保証 (注2)	160,000	—	—
						借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	661,000	—	—
							債務保証 (注4)	1,229,570	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は前連結会計年度までに引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等	機構	横浜市 西区	5,612,436	高速道路に 係る道路資 産の保有及 び会社への 貸付け、承 継債務の返 済等	なし	道路資産の借 受	道路資産賃 借料の支払 (注1)	492,698	高速道路 事業営業 未払金	82,944
						道路資産、債 務の引渡及び 借入金の連帯 債務	道路資産完 成高 (注1)	216,869	高速道路 事業営業 未収入金	14,021
							債務の引渡 及び債務保 証(注2)	258,874	—	—
						借入金の連帯 債務	債務保証 (注3)	511,000	—	—
							債務保証 (注4)	919,246	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は前連結会計年度までに引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,579.85円	1,765.61円
1株当たり当期純利益金額	86.34円	152.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	11,224	19,813
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(百万円)	11,224	19,813
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	206,772	231,104
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,391	1,574
(うち非支配株主持分(百万円))	(1,391)	(1,574)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	205,380	229,530
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第2回豪ドル建て社債(固定債)
発行総額	金2億豪ドル[金16,522百万円]
利率	年2.91パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成30年5月11日
償還期日	平成33年5月11日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第72回社債
発行総額	金500億円
利率	年0.050パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成30年5月30日
償還期日	平成34年5月30日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 資金の借入

当社は、以下の条件で借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先	株式会社みずほ銀行他23金融機関
借入金額	金165億円
返済条件	期限一括返済
借入実行日	平成30年4月25日
返済期日	平成33年4月23日
担保	無担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の借入金に、以下の特約が付されております。

機構法の規定により、借入金に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

III 持分法適用関連会社の設立

当社は、地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献、並びに当社収益事業の拡大を目的として、株式会社鈴生と合弁により、以下の法人の新規設立を決議しました。

設立会社の名称（仮称）	中日本ファームすずなり株式会社
事業の内容	農産物の生産・加工・販売等
規模	資本金 35百万円
設立の時期（予定）	平成30年7月5日
取得株式の数	800株（うち、種類株式416株）
取得価額	40百万円
取得後の議決権比率	39.0%

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第2回米ドル建て社債	平成26年 8月5日	50,840 [5億米ドル]	(注2)	2.17	有(注1)	平成31年 8月5日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第3回米ドル建て社債	平成26年 11月5日	53,825 [5億米ドル]	(注2)	2.07	有(注1)	平成31年 11月5日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第58回社債	平成27年 2月19日	25,000	(注2)	0.18	有(注1)	平成31年 12月20日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第59回社債	平成27年 2月19日	10,000	(注2)	0.30	有(注1)	平成33年 12月20日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第60回社債	平成27年 2月19日	10,000	(注2)	0.54	有(注1)	平成36年 12月20日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第61回社債	平成27年 6月2日	60,000	(注2)	0.26	有(注1)	平成32年 6月2日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第4回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成27年 9月17日	34,413 [2.85億米ドル]	34,413 [2.85億米ドル]	2.38	有(注1)	平成32年 9月17日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第4回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成27年 9月17日	13,886 [1.15億米ドル]	(注2)	2.94 (注3)	有(注1)	平成32年 9月17日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第62回社債	平成27年 11月13日	50,000	50,000	0.22	有(注1)	平成32年 9月18日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第63回社債	平成27年 11月13日	20,000	20,000	0.57	有(注1)	平成37年 11月13日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第5回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 2月16日	29,847 [2.5億米ドル]	29,847 [2.5億米ドル]	2.24	有(注1)	平成33年 2月16日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第5回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 2月16日	17,908 [1.5億米ドル]	17,908 [1.5億米ドル]	2.82 (注3)	有(注1)	平成33年 2月16日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第6回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 4月25日	38,279 [3.5億米ドル]	38,279 [3.5億米ドル]	2.29	有(注1)	平成33年 4月23日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第6回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 4月25日	27,342 [2.5億米ドル]	27,342 [2.5億米ドル]	2.81 (注3)	有(注1)	平成33年 4月23日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第7回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 5月31日	54,880 [5億米ドル]	54,880 [5億米ドル]	2.36	有(注1)	平成33年 5月28日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第7回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 5月31日	16,464 [1.5億米ドル]	16,464 [1.5億米ドル]	2.98 (注3)	有(注1)	平成33年 5月28日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第1回豪ドル建て社債	平成28年 5月31日	7,872 [1億豪ドル]	7,872 [1億豪ドル]	3.37	有(注1)	平成38年 5月28日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第64回社債	平成28年 5月31日	9,800	9,800	0.06	有(注1)	平成33年 5月31日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第65回社債	平成28年 7月14日	60,000	60,000	0.03	有(注1)	平成33年 7月14日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第8回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成28年 9月14日	41,480 [4億米ドル]	41,480 [4億米ドル]	2.09	有(注1)	平成33年 9月14日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第8回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成28年 9月14日	20,740 [2億米ドル]	20,740 [2億米ドル]	2.95 (注3)	有(注1)	平成33年 9月14日
中日本高速道路(株)	中日本高速道路株式会社 第66回社債	平成28年 9月28日	34,000	34,000	0.03	有(注1)	平成33年 9月28日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第67回社債	平成28年 11月30日	50,000	50,000	0.03	有(注1)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第9回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成29年 3月3日	28,290 [2.5億米ドル]	28,290 [2.5億米ドル]	2.84	有(注1)	平成34年 3月3日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第9回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成29年 3月3日	33,948 [3億米ドル]	33,948 [3億米ドル]	2.83 (注3)	有(注1)	平成34年 3月3日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第68回社債	平成29年 3月3日	18,000	18,000	0.07	有(注1)	平成33年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第69回社債	平成29年 5月31日		99,000	0.07	有(注1)	平成34年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第10回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成29年 8月4日		56,068 [5億米ドル]	2.32 (注3)	有(注1)	平成32年 8月4日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第11回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成29年 11月2日		47,816 [4.25億米ドル]	2.56	有(注1)	平成33年 11月2日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第11回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成29年 11月2日		42,191 [3.75億米ドル]	2.33 (注3)	有(注1)	平成33年 11月2日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第70回社債	平成29年 11月15日		20,000	0.09	有(注1)	平成34年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第1回香港ドル建て社債	平成30年 2月9日		14,200 [10億香港ドル]	2.46	有(注1)	平成34年 2月9日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第12回米ドル建て社債 (固定利付債)	平成30年 2月15日		10,933 [1億米ドル]	3.05	有(注1)	平成34年 2月15日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第12回米ドル建て社債 (変動利付債)	平成30年 2月15日		38,265 [3.5億米ドル]	2.29 (注3)	有(注1)	平成34年 2月15日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第71回社債	平成30年 2月23日		15,000	0.09	有(注1)	平成34年 12月20日
合計	—	—	816,817	936,740	—	—	—

(注) 1. 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を社債の担保に供しております。

2. 機構法第15条の規定により、機構が債務の引受を行ったことによるものです。

3. 「利率」については、当期末の値を記載しております。

4. 償還期限の日に元本を一括償還する発行条件としており、連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	188,237	685,630	35,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	195	931	0.51	—
1年以内に返済予定のリース債務	661	568	—	—
道路建設関係長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	102,081	83,623	0.28	平成32年2月～ 平成34年2月
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	732	7	0.89	平成31年4月～ 平成45年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,447	2,081	—	平成31年4月～ 平成59年8月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	105,119	87,212	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	33,018	34,104	16,500	—
長期借入金	0	0	0	0
リース債務	405	292	209	110
合計	33,424	34,398	16,709	111

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,006	139,819
高速道路事業営業未収入金	103,784	76,314
未収入金	32,898	6,803
短期貸付金	0	55
仕掛道路資産	842,682	971,881
商品	223	251
原材料	377	531
貯蔵品	600	603
受託業務前払金	6,751	7,011
前払金	1,936	1,245
前払費用	260	264
繰延税金資産	1,959	1,343
その他	21,426	30,937
貸倒引当金	△11	△9
流動資産合計	1,116,895	1,237,054
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,169	2,258
減価償却累計額	△904	△984
建物（純額）	1,264	1,274
構築物	46,651	47,191
減価償却累計額	△9,562	△10,534
構築物（純額）	37,088	36,656
機械及び装置	※2 100,626	※2 102,781
減価償却累計額	△62,619	△64,109
機械及び装置（純額）	38,007	38,672
車両運搬具	※2 25,778	※2 28,412
減価償却累計額	△19,559	△21,722
車両運搬具（純額）	6,218	6,689
工具、器具及び備品	6,230	6,760
減価償却累計額	△4,208	△4,636
工具、器具及び備品（純額）	2,022	2,123
土地	228	228
リース資産	17	17
減価償却累計額	△10	△13
リース資産（純額）	6	3
建設仮勘定	1,077	1,355
有形固定資産合計	85,915	87,002
無形固定資産	3,096	2,767
高速道路事業固定資産合計	89,012	89,770

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 41,147	※2 42,326
減価償却累計額	△14,547	△16,198
建物（純額）	26,599	26,127
構築物	※2 9,837	※2 10,038
減価償却累計額	△4,683	△5,150
構築物（純額）	5,153	4,887
機械及び装置	※2 2,155	※2 2,302
減価償却累計額	△1,406	△1,573
機械及び装置（純額）	749	729
工具、器具及び備品	455	475
減価償却累計額	△301	△341
工具、器具及び備品（純額）	153	133
土地	109,494	110,006
建設仮勘定	1,711	1,441
有形固定資産合計	143,861	143,326
無形固定資産	590	546
関連事業固定資産合計	144,452	143,873
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,275	12,256
減価償却累計額	△4,909	△5,214
建物（純額）	7,366	7,041
構築物	1,181	1,171
減価償却累計額	△666	△711
構築物（純額）	514	460
機械及び装置	36	36
減価償却累計額	△9	△11
機械及び装置（純額）	27	25
車両運搬具	12	12
減価償却累計額	△12	△12
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	2,644	2,964
減価償却累計額	△1,838	△2,036
工具、器具及び備品（純額）	805	928
土地	7,360	7,052
リース資産	1,246	1,721
減価償却累計額	△571	△817
リース資産（純額）	674	903
建設仮勘定	46	521
有形固定資産合計	16,795	16,932
無形固定資産	4,378	5,392
各事業共用固定資産合計	21,173	22,325

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	168	—
減価償却累計額	△113	—
建物（純額）	55	—
構築物	0	—
減価償却累計額	△0	—
構築物（純額）	0	—
工具、器具及び備品	1	—
減価償却累計額	△1	—
工具、器具及び備品（純額）	0	—
土地	321	313
有形固定資産合計	377	313
その他の固定資産合計	377	313
投資その他の資産		
関係会社株式	7,484	※1 8,178
関係会社出資金	50	0
長期貸付金	7	6
長期前払費用	2,139	1,997
繰延税金資産	6,681	—
その他	※1 1,990	※1 2,000
貸倒引当金	△427	△525
投資その他の資産合計	17,925	11,658
固定資産合計	272,941	267,940
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,626	1,664
繰延資産合計	1,626	1,664
資産合計	※1 1,391,462	※1 1,506,659
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	127,338	139,799
1年以内返済予定長期借入金	95	206
リース債務	243	141
未払金	13,944	14,472
未払費用	690	626
未払法人税等	2,526	—
預り連絡料金	2,536	2,734
預り金	29,106	37,047
受託業務前受金	8,936	12,410
前受金	80	241
前受収益	273	302
賞与引当金	1,221	1,288
その他	7,205	5,981
流動負債合計	194,201	215,254

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
固定負債		
道路建設関係社債	※1 816,817	※1 936,740
道路建設関係長期借入金	102,081	83,623
その他の長期借入金	7	7
リース債務	474	803
繰延税金負債	—	262
受入保証金	15,470	16,578
退職給付引当金	58,343	36,708
役員退職慰労引当金	84	77
ETCマイレージサービス引当金	8,377	8,194
その他	9,300	1,088
固定負債合計	1,010,957	1,084,083
負債合計	1,205,159	1,299,338
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	15,725	11,902
跨道橋耐震対策積立金	—	3,000
固定資産圧縮積立金	426	411
別途積立金	25,405	27,069
繰越利益剰余金	8,096	28,286
利益剰余金合計	49,653	70,671
株主資本合計	186,303	207,321
純資産合計	186,303	207,321
負債純資産合計	1,391,462	1,506,659

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	665,016	678,715
道路資産完成高	175,707	216,869
受託業務収入	2	1
その他の売上高	599	734
営業収益合計	841,326	896,321
営業費用		
道路資産賃借料	479,421	492,698
道路資産完成原価	175,707	216,869
管理費用	187,913	187,118
受託業務費用	2	1
営業費用合計	843,045	896,687
高速道路事業営業損失(△)	△1,718	△366
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	27,722	37,123
休憩所等事業収入	13,651	13,789
不動産賃貸収入	69	67
その他の事業収入	1,145	1,431
営業収益合計	42,589	52,412
営業費用		
受託業務費用	28,034	37,145
休憩所等事業費	10,513	10,458
不動産賃貸費用	32	31
その他の事業費用	1,712	2,026
営業費用合計	40,291	49,661
関連事業営業利益	2,297	2,750
全事業営業利益	578	2,384
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	※1 735	※1 4,007
土地物件貸付料	239	246
雑収入	369	470
営業外収益合計	1,345	4,725
営業外費用		
支払利息	※1 35	※1 44
支払補償費	4	※1 6
雑損失	17	3
営業外費用合計	57	53
経常利益	1,865	7,056

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※ 2 88	※ 2 91
厚生年金基金代行返上益	—	22,394
特別利益合計	88	22,486
特別損失		
固定資産売却損	※ 3 0	※ 3 65
固定資産除却損	※ 4 169	※ 4 303
減損損失	—	254
関係会社出資金評価損	—	49
特別損失合計	169	673
税引前当期純利益	1,784	28,868
法人税、住民税及び事業税	1,240	290
法人税等調整額	△7,126	7,560
法人税等合計	△5,886	7,850
当期純利益	7,670	21,018

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

		前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			479,421		492,698
2 道路資産完成原価			175,707		216,869
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		82,481		82,724	
(2) 管理業務費		46,931		46,154	
(3) 一般管理費		58,499		58,240	
計			187,913		187,118
4 受託業務費用			2		1
高速道路事業営業費用合計			843,045		896,687
II 関連事業営業費用					
1 受託業務費用					
(1) 受託事業費		26,530		35,758	
(2) 一般管理費		1,503		1,386	
計			28,034		37,145
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業費		9,531		9,581	
(2) 一般管理費		981		876	
計			10,513		10,458
3 不動産賃貸費用					
(1) 不動産賃貸事業費		26		27	
(2) 一般管理費		5		4	
計			32		31
4 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		914		1,136	
(2) 一般管理費		798		889	
計			1,712		2,026
関連事業営業費用合計			40,291		49,661
全事業営業費用合計			883,337		946,349

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				479,421			492,698
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		1,482			4,721		
労務費		172			249		
外注費		288			609		
経費		928			2,843		
金利等		146			380		
一般管理費人件費		138			191		
一般管理費経費		156	3,313		966	9,963	
建設費							
材料費		51			104		
労務費		3,145			3,672		
外注費		145,450			183,758		
経費		11,551			4,320		
金利等		876			1,224		
一般管理費人件費		2,743			2,981		
一般管理費経費		2,949	166,767		4,072	200,133	
除却工事費用その他							
労務費		96			136		
外注費		5,337			6,309		
経費		22			69		
金利等		4			7		
一般管理費人件費		96			133		
一般管理費経費		69	5,627	175,707	115	6,772	216,869

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		2,968			3,027		
経費		79,513	82,481		79,696	82,724	
管理業務費							
人件費		1,633			1,562		
経費		45,298	46,931		44,591	46,154	
一般管理費							
人件費		5,995			5,658		
経費		52,503	58,499	187,913	52,581	58,240	187,118
4 受託業務費用				2			1
II 営業外費用							
支払利息			0		—		
雑損失			14	14	0		0
III 特別損失							
固定資産売却損			—	—	0		0
高速道路事業営業費用等合計				843,059			896,688
IV 法人税、住民税及び事業税			—		247		
V 法人税等調整額			△6,443	△6,443	7,034		7,281
高速道路事業総費用合計				836,616			903,970

② 受託業務費用
受託事業費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	—	—	0	0.0
II 労務費		626	2.4	542	1.5
III 経費		25,825	97.6	35,474	98.5
IV 一般管理費		3	0.0	2	0.0
当期総製造費用		26,454	100.0	36,019	100.0
期首受託業務前払金		6,826		6,751	
合計		33,281		42,770	
期末受託業務前払金		6,751		7,011	
受託事業費		26,530		35,758	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	23,940	外注費	33,631
業務委託費	1,390	業務委託費	1,400

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業費
休憩所等事業費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	0	0.0	0	0.0
II 人件費		238	2.5	215	2.2
III 経費		9,293	97.5	9,366	97.8
休憩所等事業費		9,531	100.0	9,581	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
減価償却費	2,699	減価償却費	2,671
業務委託費	1,727	業務委託費	1,607

④ 不動産賃貸費用
不動産賃貸事業費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※	—	—	0	1.7
II 経費		26	100.0	26	98.3
不動産賃貸事業費		26	100.0	27	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
租税公課	26	租税公課	26

⑤ その他の事業費用
その他の事業費

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 商品仕入高	※	1	0.2	237	20.9
II 人件費		155	17.0	161	14.2
III 経費		757	82.8	738	65.0
その他の事業費		914	100.0	1,136	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	573	業務委託費	532
租税公課	75	租税公課	84

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度61,397百万円、前事業年度61,789百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与手当・賞与	4,378百万円	4,448百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円	12百万円
賞与引当金繰入額	359百万円	369百万円
退職給付費用	1,387百万円	989百万円
減価償却費	1,112百万円	1,103百万円
業務委託費	2,252百万円	2,083百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,375百万円	8,192百万円
利用促進費	36,431百万円	36,570百万円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							純資産合計
	利益剰余金						株主資本合計	
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,975	11,966	440	22,479	3,121	41,982	178,632	178,632
当期変動額								
安全性向上積立金の取崩	△3,975				3,975	－	－	－
高速道路事業積立金の積立		3,759			△3,759	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△13		13	－	－	－
別途積立金の積立				2,925	△2,925	－	－	－
当期純利益					7,670	7,670	7,670	7,670
当期変動額合計	△3,975	3,759	△13	2,925	4,975	7,670	7,670	7,670
当期末残高	－	15,725	426	25,405	8,096	49,653	186,303	186,303

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当期変動額				
高速道路事業積立金の取崩				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金					利益剰余金合計		
	その他利益剰余金							
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金				
当期首残高	15,725	－	426	25,405	8,096	49,653	186,303	186,303
当期変動額								
高速道路事業積立金の取崩	△3,822				3,822	－	－	－
跨道橋耐震対策積立金の積立		3,000			△3,000	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△14		14	－	－	－
別途積立金の積立				1,664	△1,664	－	－	－
当期純利益					21,018	21,018	21,018	21,018
当期変動額合計	△3,822	3,000	△14	1,664	20,190	21,018	21,018	21,018
当期末残高	11,902	3,000	411	27,069	28,286	70,671	207,321	207,321

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の現実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象:外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「原因者負担収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「原因者負担収入」167百万円、「雑収入」201百万円は、「雑収入」369百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「物品売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しております。

前事業年度まで「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「物品売却損」14百万円、「雑損失」8百万円は、「支払補償費」4百万円、「雑損失」17百万円として組み替えております。

(追加情報)

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当事業年度において22,394百万円を特別利益として計上しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
道路建設関係社債	816,817百万円 (額面額 816,817百万円)	936,740百万円 (額面額 936,740百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,357,520百万円	1,141,071百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
関係会社株式	—	138百万円
投資その他の資産「その他」	55百万円	18百万円

※ 2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	186百万円	186百万円
計	253百万円	253百万円

3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
機構	661,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路(株)	4百万円	—百万円
西日本高速道路(株)	10百万円	9百万円
計	661,015百万円	511,009百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
機構	1,389,620百万円	1,178,171百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が223,551百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が35,323百万円減少しております。

4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出コミットメントの総額	22,500百万円	24,500百万円
貸出実行残高	－百万円	54百万円
差引額	22,500百万円	24,445百万円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
受取配当金	735百万円	4,007百万円
支払利息	35百万円	35百万円
支払補償費	一百万円	6百万円

※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械及び装置	7百万円	10百万円
車両運搬具	42百万円	49百万円
土地	38百万円	31百万円
計	88百万円	91百万円

※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	一百万円	46百万円
土地	一百万円	18百万円
その他	0百万円	0百万円
	0百万円	65百万円

※ 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	85百万円	180百万円
構築物	74百万円	70百万円
その他	9百万円	52百万円
計	169百万円	303百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式1,897百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式2,591百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	133百万円	163百万円
賞与引当金	374百万円	392百万円
退職給付引当金	17,829百万円	11,235百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,552百万円	2,508百万円
その他	3,785百万円	3,173百万円
繰延税金資産小計	24,676百万円	17,474百万円
評価性引当額	△15,845百万円	△16,123百万円
繰延税金資産合計	8,831百万円	1,350百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△186百万円	△181百万円
その他	△3百万円	△88百万円
繰延税金負債合計	△190百万円	△269百万円
繰延税金資産の純額	8,640百万円	1,080百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	△341.7%	1.0%
受取配当金	△12.5%	△4.2%
法人税特別控除	△3.9%	△0.3%
その他	△2.4%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△329.9%	27.2%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,433.10円	1,594.78円
1株当たり当期純利益金額	59.00円	161.67円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	7,670	21,018
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	7,670	21,018
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	186,303	207,321
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	186,303	207,321
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第2回豪ドル建て社債(固定債)
発行総額	金2億豪ドル[金16,522百万円]
利率	年2.91パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成30年5月11日
償還期日	平成33年5月11日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第72回社債
発行総額	金500億円
利率	年0.050パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成30年5月30日
償還期日	平成34年5月30日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

Ⅱ 資金の借入

当社は、以下の条件で借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先	株式会社みずほ銀行他23金融機関
借入金額	金165億円
返済条件	期限一括返済
借入実行日	平成30年4月25日
返済期日	平成33年4月23日
担保	無担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の借入金に、以下の特約が付されております。

機構法の規定により、借入金に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引当期末 簿価 (百万円)
高速 道路 事業	有形 固定 資産	建物	2,169	109	20	2,258	984	95	1,274
		構築物	46,651	1,016	475	47,191	10,534	1,206	36,656
		機械及び装置	100,626	12,007	9,851	102,781	64,109	8,070	38,672
		車両運搬具	25,778	3,223	589	28,412	21,722	2,749	6,689
		工具、器具及び備品	6,230	745	215	6,760	4,636	600	2,123
		土地	228	6	6	228	—	—	228
		リース資産	17	—	—	17	13	3	3
		建設仮勘定（注3）	1,077	14,739	14,462	1,355	—	—	1,355
		計	182,779	31,847	25,622	189,005	102,002	12,725	87,002
	無形固定資産		14,369	773	184	14,958	12,191	931	2,767
	合計		197,149	32,621	25,806	203,963	114,193	13,657	89,770
関連 事業	有形 固定 資産	建物	41,147	1,449	269	42,326	16,198	1,813	26,127
		構築物	9,837	323	122	10,038	5,150	550	4,887
		機械及び装置	2,155	153	6	2,302	1,573	171	729
		工具、器具及び備品	455	22	2	475	341	41	133
		土地	109,494	748	236	110,006	—	—	110,006
		建設仮勘定	1,711	1,739	2,010	1,441	—	—	1,441
		計	164,800	4,437	2,647	166,590	23,264	2,577	143,326
	無形固定資産		905	13	134	784	237	55	546
	合計		165,706	4,451	2,782	167,374	23,501	2,633	143,873
各事 業共 用	有形 固定 資産	建物	12,275	397	417 [245]	12,256	5,214	412	7,041
		構築物	1,181	1	10 [6]	1,171	711	47	460
		機械及び装置	36	—	—	36	11	2	25
		車両運搬具	12	—	—	12	12	—	0
		工具、器具及び備品	2,644	399	79 [2]	2,964	2,036	261	928
		土地	7,360	74	382	7,052	—	—	7,052
		リース資産	1,246	474	—	1,721	817	245	903
		建設仮勘定	46	1,842	1,367	521	—	—	521
		計	24,803	3,190	2,257 [254]	25,736	8,804	(545) 969	(3,051) 16,932
	無形固定資産		17,611	2,519	9 (8,133) 20,120	14,727	1,504		5,392
	合計		42,414	5,709	2,267 [254]	45,857	23,531	2,473	22,325

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引当期末 簿価 (百万円)
その他の 固定資産	建物	168	—	168	—	—	0	—
	構築物	0	—	0	—	—	—	—
	工具、器具及び備品	1	—	1	—	—	—	—
	土地	321	35	43	313	—	—	313
	計	492	35	214	313	—	(0) 0	(ー) 313
投資その他の 資産	長期前払費用	5,759	407	111 [0]	6,055	4,057	495	1,997
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	2,116	766	588	2,293	629	727	1,664
	計	2,116	766	588	2,293	629	727	1,664

(注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は勤務時間比によっております。

2. 各事業共用固定資産の主なものは、工事事務所及び宿舍等であります。

3. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、料金収受関係設備11,876百万円の取得によるものであります。

4. 「当期減少額」欄の[]内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	438	110	14	0 (注1)	534
賞与引当金	1,221	1,288	1,221	—	1,288
役員退職慰労引当金	84	22	29	—	77
ETCマイレージサービス引当金	8,377	8,194	8,377	—	8,194

(注) 1. 洗い替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 総務本部 総務部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成29年5月25日東海財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年6月9日東海財務局長に提出。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月26日東海財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年8月9日東海財務局長に提出。
- (5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成29年11月2日東海財務局長に提出。
- (6) 半期報告書
事業年度（第13期中）（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年12月25日東海財務局長に提出。
- (7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成30年2月16日東海財務局長に提出。
- (8) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成30年5月23日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（1）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- （注） 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

（上記対象となっている社債）

（平成30年6月27日現在）

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（固定利付債）	平成27年9月17日	34,413 (2.85億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第62回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成27年11月13日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第63回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成27年11月13日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成28年2月16日	47,756 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成28年4月25日	65,622 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第1回豪ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成28年5月31日	7,872 (1億豪ドル)	シンガポール証券取引所

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月31日	71,344 (6.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月31日	9,800	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第65回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年7月14日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年9月14日	62,220 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第66回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年9月28日	34,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第67回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年11月30日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第9回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年3月3日	62,238 (5.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第68回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年3月3日	18,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第69回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年5月31日	99,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第10回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年8月4日	56,068 (5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第11回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年11月2日	90,007 (8億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第70回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年11月15日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第1回香港ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成30年2月9日	14,200 (10億香港ドル)	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第12回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成30年2月15日	49,198 (4.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第71回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成30年2月23日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回豪ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成30年5月11日	16,522 (2億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第72回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成30年5月30日	50,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成30年3月31日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成30年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は平成30年4月1日以降、中期目標の期間の末日まで（現任の理事長の任期は平成34年3月31日まで）、理事の任期は2年、監事の任期は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下、「通則法」といいます。）第21条第2項の規定に基づく任期です。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

(単位：百万円)

I 資本金	5,612,436
政府出資金	4,089,294
地方公共団体出資金	1,523,142
II 資本剰余金	842,131
資本剰余金	127
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△49
損益外減価償却累計額	△6,817
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	5,085,747
純資産合計	11,540,316

機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月25日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月25日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。